

決算特別委員会記録	
開 会 年 月 日	平成 26 年 9 月 22 日
開 会 時 刻	午前 10 時 00 分
閉 会 時 刻	午後 3 時 36 分
出 席 委 員 名	◎浜口和久 ○上田修一 北村 勝 楠木宏彦 鈴木豊司
	世古 明 福井輝夫 辻 孝記 品川幸久 西山則夫
	杉村定男 山本正一 中村豊治
	世古口新吾 議長
欠 席 委 員 名	
署 名 者	北村 勝 楠木宏彦
担 当 書 記	伊藤 亨
協 議 案 件	「議案第 65 号 平成 25 年度決算認定について」外 4 件一括
説 明 者	市長、副市長、総務部長ほか関係参与

審査の経過ならびに概要

午前10時、浜口委員長開議を宣告し、直ちに会議に入り、審査付託を受けた「議案第65号平成25年度決算認定について外4件一括」を議題とし、議案第65号の款2総務費、項2徴税費から審査に入り、款5労働費、項1労働諸費まで審査を終わり、諮ったところ本日はこの程度で散会し、24日午前10時から継続会議を開くことを決定、本日の出席者には開議通知をしないこととし、午後3時36分に散会した。

(散会 午後3時36分)

開議 午前10時00分

◎浜口和久委員長

ただいまから決算特別委員会の継続会議を開きます。

出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

会議録署名者は当初決定のとおり、北村委員、楠木委員の御両名をお願いいたします。

それでは、「議案第65号 平成25年度決算認定について」外4件一括を前回に引き続き議題といたします。

126ページをお開きください。款2総務費、項2徴税費から審査を行います。項一括で審査をお願いいたします。

【款2総務費】《項2徴税費》 項一括

○北村 勝委員

おはようございます。ここの賦課徴収費の件でお伺いしたいと思います。

まず、コンビニ収納ですか、さきにも市税の徴収方法として銀行口座振替、それとコンビニ収納、そのほかインターネット公売とかいろんな形で収税の幅を広く拡張させていただいて、徴収に日々努力していただいているという現状があります。その中で、こういったコンビニなど、いろんなサービスを住民に提供するチャンネルをふやすというのは非常に大事ななという中でひとつお聞きしたいんですけれども、この前の徴収率もどんどん上げていただいて、努力していただいているという中でございますが、この昨今、どうしてもクレジット収納ですか、そういったところが地方自治体で非常に取り組むところが多い。ただ、また一方のシンクタンクの調査では、60%以上の方がコンビニ収納があれば便利かなと。使う使わんは別にしてでも、そういった状況も聞いております。ただ、この伊勢市においては、いろんな課題がある中でございますが、そういったコンビニ収納、一部では取り入れているという中で、検討されているのかどうか、少し、そこをお聞かせ願いたいんですけれども、いかがでしょうか。

●藤井収税課長

おはようございます。クレジットカード決済を検討しているかということで御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

クレジットカード決済の導入に当たりましては、納付環境が拡充をされるということで、市民サービス、また納期内納付を促進する意味で意義があるということで、私ども考えております。ただ、先ほど委員仰せの、銀行さん、それからコンビニさん等々の納付手段におけます手数料等の均衡を保つこととか、個人情報の保護等々の問題もございますことから、メリット、デメリットを整理させていただきながら、既に実施をされております自治体の事例を参考に、慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○北村 勝委員

そうですね。その手数料の件、個人情報の件というのがございますが、確かに今デメリット、メリットというのを少し言っていたんですけど、メリットのほうとデメリット、当然、相反するものでございますが、その検討していただいているということでしたら、できましたらメリット、デメリット、もう少し詳しく教えていただけないでしょうか。

●藤井収税課長

メリット、デメリットでございます。

メリットでございますが、納税者の立場の方から、インターネットの場合ですと自宅で手続が可能、それから、所有金がなくても納付手続が可能ということで考えております。あと、市のメリットでございますが、口座振替残高不足の解消ということで、納期内納付の向上につながっていくということで思っております。

デメリットでございますが、納税者の方のデメリットということで、カード所有の有無、ありなしに対する不公平があるかと思えます。あと、市のデメリットといたしまして、先ほどもお話しさせてもらったように、一般的に手数料が、他の納付手段と比べまして高額、それと個人情報の保護、その点がデメリットかと思っております。以上でございます。

○北村 勝委員

そういった、納税者の納付に対する手数料とか個人情報、確かにこの予算委員会でも野崎委員のほうから、そういった個人情報の件が指摘された面もございます。ただ、やはり、今後検討されていく中で、そういった部分もメリット、デメリットある中でございますが、やはり市民ニーズに応じて、幅の広い徴収体制をつくっていくというのは、やはり収納率も上がるとか、それとか事務の簡素化、手続の簡素化、ひいては経費を削減できるというところにつなげることができるのであれば、手数料をどういうふうに減らしていくかという課題も残りますが、そういったところを考えていただいて、ペイジーというのもありますので、今一部に導入されるということで聞いております。さらに検討を重ねていただいて、また今後、できたらひとつ、方法としてはそういった広き道に導入を検討していただきたいと思っておりますので、あわせてお願いいたします。以上です。

○楠木宏彦委員

おはようございます。この賦課徴収費、二項目ですけれども、これについてお伺いをい

たしたいと思います。伊勢市では債権回収対策室が平成23年につくられております。この債権回収対策室というのは、各公課所管課より移管最終催告書を送付した後に、それでも納付、納付交渉に至らなかったケースは対策委員会に諮って、さらにそれが債権回収対策室に移管されると、そういうふうなことになっていると思うんですけども、この債権回収対策室を設置した際に、どういう現状認識でこういうものを設置されたのか伺いたいと思います。

●中村債権回収対策室長

設置の経緯ですけども、平成23年7月に私ども債権回収対策室が設置されております。設置の経緯といたしましては、市税については以前から収税課のほうで差押え等の滞納処分をしておりましたけども、国民健康保険料などの公課ですね、税のように強制徴収できる公課については滞納処分というのは、なかなかされていなかったと。特に差押え等については専門的な知識等も必要ということで、それを一元化的に実施するというので、私ども債権回収対策室が設置されております。ということで、取り扱いさせていただいておる債権としては、先ほど言いました国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者保険料、あと下水道の使用料とか受益者負担金等のものになっております。以上でございます。

○楠木宏彦委員

どうも、ありがとうございます。そこでですね、債権回収対策室についての、この事務の概要書というのがございますけれども、その中で199ページにありますけれども、滞納処分一元化業務実績、これを見ますと納付件数と納付金額がそれぞれ別々に記載をされております。その中でも特に、国保と後期高齢者、介護保険、これに御注目いただきたいんですけども、移管最終催告発送分を見ますと、納付件数の納付率がこの3項目については、ほぼ80%になっております。金額で見ますと、国保については24年度で22.6%、25年度で11.6%、それから25年度の後期高齢者、介護、それぞれ17.6、33.4%となっているんですけども、これ、滞納件数では80%の納付があると。これは部分的に解消された部分も含めてということだというお話なんですけれども、ただ金額で見ますと、滞納分の額が非常に大きいというふうに言えると思うんですけども、これは高額の滞納者がいらっしゃるというようなことを意味するのではないのでしょうか。どういうことでしょうか。

●中村債権回収対策室長

先ほど委員仰せになりました、まずは移管最終催告書ですね、各担当課が送っていただいた最終催告書の結果なんですけども、先ほど言われましたように、例えば滞納があつて、件数が多いというのは、一遍に完納というところまで至りませんので、例えば10万円の滞納があつたが1万、2万納めていただいても納付件数としては数字をあげさせていただいております。ただその中で一部未納が出てきてますので、最終的に徴収しとる金額というのは、先ほど言いましたパーセンテージ的には非常に低い部分になっております。

言われたように、どうしても、保険料としましては2年の時効なんですけども、分納の誓約とかそういうものをいただいて時効が伸びていきますと、滞納しとる期間として3年、4年と長期の方もみえますので、そういう方についてはなかなか一度で完納というのが難

しいということで、先ほど言いました金額的には徴収率というのは、申しわけないですけども若干低い数字になっております。以上でございます。

○楠木宏彦委員

そこで、今、私が申しあげました国保とそれから後期高齢者、介護、これの納付率が低いということは、これ、高齢者あるいは年金生活者に払えない人が多いというふうに考えることはできますでしょうか。

●中村債権回収対策室長

国民健康保険料、後期高齢者、介護保険料、いわゆる保険料なんですけども、国民健康保険料については若年層の方も加入されておりますが、介護保険については65歳以上、後期高齢者については75歳以上の方が保険料を納付していただくということで、制度上、収入が非常に少ない方であっても、それぞれ賦課されますので、最低的な賦課金額というのが、そういう方については非常に納付が難しいということです。

ただ私どもといたしましては、差押え等をすべてするのではなくて、その方々の生活状況を聞かさせていただいて、制度ですね、それぞれの保険料の趣旨なんかは担当課と一緒に話をさせていただいて、制度の維持のためには、その最低、一番最低と言っては失礼ですけども、小額の保険料であってもきちんと納付を続けていただくように指導させていただいておるところでございます。以上でございます。

○楠木宏彦委員

はい、ありがとうございます。この国保、後期それから介護、これについては市税なんかと違いまして、収入が少なくても賦課されるということで、非常に困窮されている方が厳しい状態になっているんだと思います。特に、今おっしゃったように、国保などもですね、単に高齢者だけではなくて若年層で、ニートだとかですね、定職がなかなか持てない方々が加入していらっしゃる方が多いので、やっぱりそういったところで納付が非常に困難になっているんだと思うんですけども。

大体ですね、この月給で見て、11万から15万程度の方々、こういう方々にとっても、この国保については1割ぐらいの負担になるようです。それから、さらに国民年金とか市税とかそういったものを加えますと、収入の3割ほども納めなくてはいけなくなると。そうしますと実質可処分所得は生活保護水準を下回るような状況も出てきているようです。そうなりますと回収も不能になってくるんだと思うんですけども、市はこういうケースについてどのように考えて、これからどのように対処していただくんでしょうか。

●中村債権回収対策室長

私どもは、先ほど言いました滞納処分等を専門的にさせていただいておる部署なんですけども、委員仰せのように、確かに保険料については非常に所得の少ない方についてもある程度の負担をしていただかないかんという制度になっておりますので、それについては個々担当課と、その方々に納付相談を受けさせていただく場合には、先ほど言いました制度の趣旨をしっかりと説明させていただく。それと、個々の方の生活状況については、私

どもについては地方税法にのっとして質問検査権というのがありますので、なかなか生活の細かいところまで聞きますと、相手の方も嫌がることもあるかわかりませんが、質問検査権があるということを説明させていただいて、月々の生活状況ですね、どういうふうな支出をしているか、申しわけないですけど、おのおの支払いとかいろんなことも含めて詳しく聞かせていただいて、それで納付計画を立てていただくと。先ほど言いましたように、制度の説明と個々の状況をしっかり聞いていくと、そういうようなことで対応させていただいております。以上でございます。

○楠木宏彦委員

まあ質問検査権があるということで、それを行使していただくときには非常に注意をしていただいて、これはことによると人権侵害にもなりかねませんもんで、特に全体的に見ますと生活保護水準ぎりぎりの方々がずいぶんいらっしゃるので、これ憲法第25条に照らして、どうぞよろしくお願いしたいと思います。終わります。

《項3 戸籍住民基本台帳費》 項一括 発言なし

《項4 選挙費》 項一括

○山本正一委員

項4 選挙費、選挙管理委員会費でちょっと若干お尋ねしたいのと、このように思っております。と申しますのは、先般の本会議で、この選挙管理委員会、これは議長が指名をして、議長指名によって議員が同意すると、こういうようなものでございますが、私も同意をした責任上、何点かお尋ねしたいのと、このように思っております。

まず、選挙管理委員会の仕事、それと委員会の中で互選で委員長を選ぶわけですが、委員長の職責、まずこのあたりから聞いていきたいと思いますので御答弁お願いしたいと思います。

●森選挙管理委員会委員長

委員御指摘の点につきまして、選挙管理委員は確かに議会の皆様方の承認を得て、委員にならせてもらっております。選挙管理委員会としては、事務局ですけれども、私は現在、選挙管理委員会の委員長を拝命しておりまして、任務といたしまして公正な選挙の執行、また平時の行動につきましても公正、公平な行動をしていかなければならないというふうに思っております。以上でございます。

○山本正一委員

今、委員長から説明があったわけなんですけど、公平、公正ということになりますと若干どうなんかなという懸念をいたしますので、具体的に申しますが、実は先般、ある市民から、選挙管理委員長が一政治家、政治活動をしとる人の県政報告会へ運転手として政治活動に加担をしとったと、こういうような意見と申しますか、私とこへ言うてきた人がみえました。これもう来年、統一地方選挙が始まるわけでありまして、したがって、もう半

年という中で、私も当然そうなんですが、その人も、選挙管理委員長が政治家の県政報告会へ運転手として行つとると。これはいかがなもんかという強い御指摘がございました。そんなことが本当なんか、うそなんか、ちょっと御見解を。

●森選挙管理委員会委員長

大変失礼いたしました。委員が仰せのことにつきましては、そのようなことがございました。大変軽率な行動をとってしまって、皆様方に誤解を招くような結果になってしまいましたこと深く猛省をいたしております。今後はこういったことのないよう、肝に銘じて行動をしていきたいと、心に銘じております。大変御迷惑をおかけいたしました。

○山本正一委員

私は、そのことが選挙違反になるかならんかということは、それは私もわかりません。法規的なことはわかりませんが、その人のいわくでは、数回行つたと、数回見たと、こういうことがあったんですが、それはあなた、選挙管理委員長の立場で数回も行くということは、公明正大な選挙活動をしていかならんかのやと、あなたの下で働く人は一体どうということなんやと、こういうことになりますわな。そうすると、あなたが深くお詫びをするということやけれども、もう来年統一地方選挙があるわけや。もう今まさに次の立候補予定者はかなり動いと思うんですよ。その中であなたが、その1人の政治家に対して、その運転手まがいと違がつて、運転手をして行つとるということは、これ本当にゆゆしき問題やに。今まででも前代未聞やと思う。今までの選挙管理委員会の委員であっても、これ職員でも、ひょっとしたらその政治活動にかかわるということがいかがなもんかわからんけれども、あなたの職責でそういうことをしとるということ自体が問題やと思うんですよ。再度ちょっと答弁をお願いしたいと思います。

●森選挙管理委員会委員長

その委員がおっしゃった件につきましては3回ほどでございました。近所の方で、友人ということで手伝いを、運転をしてしまいました。今後こういったことの、誤解の発生しないように十分注意を行ってまいりたいと思いますので、その点、猛省しております。議会の皆様方にも大変御迷惑をおかけいたしました。大変失礼いたしました。

◎浜口和久委員長

山本委員に申し上げます。

発言につきましては、25年度の決算に対する質疑というふうな形でやっておりますので、このような今回の場合のことはですね、議長に報告をいただいて、議会としてどのようにしていくんやというふうな形のほうが適正かなというふうに思いますので、もう1回あてさせていただきますけども、まとめていただきますようお願いいたします。

○山本正一委員

今、委員長の職責、あなたは、今、決算特別委員会の委員長からそういう御指摘を受けました。これは本会議で、やっぱし議会として対応していく問題やというような話を今聞

かせていただきました。我々は、あなたら委員会に対して同意をしたという責任がござ
います。同意をしたからには、やっぱり責任もあると思うんですよ。選んだ、同意をした
という責任、私はその責任を持って質問をしとるんで、今、委員長が議会の問題やと、こ
れはやっぱり議会で話をせんなんということやで、私はそれで可とします。

しかし、あなたの、今、委員長もそういうことは議会の問題やということやけれども、
これは大きな問題やと思うんですよ。それはもう委員長の言うとおりにやと思うんです。

しかし、それを事細かく委員長に報告をして、こんな質問しますんやということにはな
らんと思うんですよ。それは今まで審議してきた中でも、全部、議長に報告しとるんか
というたら、報告はしとらんと思うんですよ。このことをあえて、やっぱり委員長が、こ
れは議会の問題やでと言うて、大きく取り上げてくれたことは、私は敬意を表しますし、あ
なたは軽いと思うんや。お詫びしますということでは済まんと思うよ。もう来年統一地方
選挙が始まるんやで。

あなたが1番のもとになる人なんやで。その人がそういう、法に触れるか触れやんかよ
うわからんけれども、これはもう人道的に、まあ何と申しますか、こういう問題やと思う
んですよ。

今聞いたら、3回も行っったということやで、そこへ、市会議員が行っておるという
こと、これはまあ、いわゆる応援ということで行っておるで、これはまあ問題ないと思う
けれども、市会議員の先生らも一緒におったということも聞いておりますよ。それらは注
意せんだんかという話もあると思うんですよ。それはもう、ゆゆしき問題で前代未聞やと
思いますよ。まあ、委員長が今、ちょうど本会議で、議会としての問題やということと言
うてくれましたので、もう委員長に預けて終わりますが、もうちょっとやっぱり気をつけ
やないかんと思いますよ。以上をもって質問を終わりたいと思います。それでは、委員長
よろしく議会で対応するように。

◎浜口和久委員長

山本委員に申し上げます。こういうことがありましたということ、山本委員のほうか
ら議長のほうへ御報告をいただいて、私のほうも、この委員会の中でこういう質問が出ま
したという形で議長のほうへ御報告をさせていただきます。

あとの取り計らいは議長のほうへ、また一任させていただきたいと思います。よろしく
お願いいたします。

○山本正一委員

一任するかせんか、ちょっとようわからんしな、これは。みな審議をするということや
で。まあ、わかりました。議長、またよろしく申し上げます。以上です。

《項5 統計調査費》 項一括 発言なし

《項6 監査委員費》 項一括 発言なし

【款3 民生費】《項1 社会福祉費》（目1 社会福祉総務費）

○福井輝夫委員

おはようございます。ここの社会福祉費のところ、民生委員児童委員活動経費、その辺でちょっとお聞きしたいと思います。今、民生委員の人員不足があるという話は聞いておりました。去年の12月時点で8人不足しておったということを聞いておりましたが、現在、8カ月経った今、どういう状況になっておるのか、まずお聞かせをいただきたいと思っています。

●杉坂福祉総務課長

民生委員の今の現状の欠員状況でございますけども、25年12月に定数が、302名に4名増員させていただいた中で、現在8月末で11名の欠員というような状況になっております。以上です。

○福井輝夫委員

11名の欠員ということで、これはちょっと非常に大きな問題じゃないかなと私は考えております。民生委員さんといえば、地域に密着されたいろんな問題を誠心誠意取り扱っていただいて、住民の方の手となり足となっていておる方なんですけど、こんだけまだね、8カ月経った時点でも11人不足しとるということは、何か原因があると思いますんですけど、市としてはどういうことを今考えてますか。

●杉坂福祉総務課長

昨年度の一斉改選におきまして、4月から総連合自治会の会長さん、いろいろ自治会長さんにも、それぞれ推薦の御依頼をさせていただきまして、民生委員の業務等、御理解をいただく中で、自治会長さん初め自治会の方々には大変御無理を言いまして、御尽力をいただきましたけれども、その欠員のところにつきましても、また再度、自治会さん、まちづくり協議会等々の方々に人材がおらへんかなというところで、再度お願いに上がりたいと思っております。以上です。

○福井輝夫委員

まあ、それはお願いはしてみえるんですけども、それでも非常に厳しいというふうなことかなと思っています。いろいろお聞きしますと、民生委員さんの仕事の範囲が非常に広いと。何でもかんでも、やはりちょっと民生委員さんに頼ってしまっていると。市のほうも、やはりそういう姿勢が最近あるんじゃないかなと。民生委員さんのいろいろな言葉を聞きますと、例えばいろんな新しい事業ができたとします。そうするともうすぐ、民生委員さんをお願いしたいと。いろんな調査とかそういう部分ですと、こういうような一軒一軒歩くような調査とか、そんなんがありますけど、またそれも皆、民生委員さんをお願いしたいということで、もう強制的に民生委員さんに来るというようなこともあるんじゃないかというふうに、ちょっと声もお聞きしております。

そういう中で、やはり、何でもかんでもっていうのではなくて、この仕事は民生委員さん、こういう部分については市でやるとか、そういうような区分けも、やっぱりこれからもっとちゃんとやらないと、そういう部分でやっぱりなかなか充足されないんじゃないか

なと思います。そういう部分での問題点は聞いていないでしょうか。

●杉坂福祉総務課長

一昨年度に、あり方検討会のほうからも提言をいただいた中で、民生委員さんへ依頼している調査、業務等について、各課に毎年、年度初めに調査させていただきまして、業務の削減という形でお願いをさせていただいてるんですけども、また新たにそれぞれの年度で発生する業務等につきましても、各課で民生委員さんの業務で重たいところは少なめに業務をお願いするというのを、私どもで各課にはお願いしとる中で、あり方検討会ではある程度、24年度当初には削減はさせていただいたと思いますけども、それぞれ行政からお願いする業務、それとあと各12地区の民児協の協議会のほうでも1年間の業務等ございますので、またそれぞれの民児協に私ども担当がそれぞれ定例会に足を運びまして、その業務の重さとか、こういうのはどうかなという意見を、声を聞かさせていただいて削減に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○福井輝夫委員

ありがとうございます。民生委員さんといえばですね、活動費というのは確かに出ております。しかしそれは交通費とかそういう部分で、本当に必要な部分だけだということなことで、もう本当に報償といえば本当はなしに等しいということなことで、非常に一所懸命やっただいてるのは、本当に頭が下がる思いなんですけど、そしてまた民生委員さん全体も高齢化しておるというようなこともありまして、なかなか思うように体が動かないという方も見えてきておると思います。そういう中でやはり、そういう報酬の面もですね、これはまあ市が出すんじゃなくて県とかそういう部分になるんですけども、いろんな面でトータル的にいろんな検討をしないと、なかなか、ちょっと本当はしたいんだけど大変だなと、もう私はやらないという方もふえてくると思います。そういうようなことで、ぜひともトータル的に考えていただきたいと思います。思っております。

ちょっとお聞きした中では、福祉総務課にお二人、民生委員さんの担当の方がお見えになったというふうにお聞きしておったんですが、それが1人になったということで、それですと、お一人になるということはいろんな連絡もその人が一人でやらないかと。満足な連絡もなかなかできないというようなことで、その分また民生委員さんのほうに負担もかかるというようなことで、お聞きするところによると9月から補助員さんが1人ついたということはお聞きしておるんですけども、やはり補助員さんではですね、やはりある程度詳しい人が2人やほりいないと、民生委員さんにすべていろんなことがかかってくるというようなこともありますので、そういう部分での人員配置等については今どうお考えですか。

●杉坂福祉総務課長

この4月に、機構改革によりまして生活支援課から福祉総務課という形で、民生委員の担当の課ができました。その中で、福祉総務係と法人監査係と臨時給付金の係という三つの係が新設されまして、その中で職員が、今の委員仰せの民生委員の担当が4月に移動になりまして減員というような形になりました。

その間、4月から8月の間、民生委員の会長さん、民生委員さんから、市役所の担当のほうで電話の取り次ぎや、というような話もいただきましたので、9月から、職員1名プラスもう1名をなるべくわかるような形で、体制をとっていきたいと考えております。以上でございます。

○福井輝夫委員

ありがとうございます。そういう部分で、通常働いていただく民生委員さんに負担のかからないように、やはり職員さんも、もっとこうわかる方、本当にやれる方ですね、そういう部分の単なる補助員という形じゃなくて、そういう部分での力を入れていただきたいと思っておりますのでお願いしたい。

それと、新たないろんな事業が出る場合に、市の調査仕事なんか結構出ると思うんですね。それをすべてもう、皆民生委員さんにまわっていくというようなこともお聞きしています。そういう市の調査仕事で市のほうでできるもの、そういうものは極力市でやるというような考えも必要ではないかと思いますが、それはいかがですか。

●杉坂福祉総務課長

各民生委員さんに業務をお願いする以前に、役員会定例会で、各12地区の会長さんがお集まりの場で、その業務を各課の担当者が説明をさせていただいて、業務をお願いしとるというような現状の流れでございます。再度、各課にその旨伝えまして、行政でできることは行政で、民生委員さんをお願いすることは民生委員さんへと、大きく判断をさせていただいて、今後取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○福井輝夫委員

ありがとうございます。今までですと、その担当の方が民生委員のどこへ行って、もう決まったかのように、これもお願いしたいというようなことで、もう決めてくるというようなこともあったとお聞きしますので、そういう部分についてはもっと慎重にさせていただきたいなと思います。民生委員さんのことについては、これで終わります。

次に、地域福祉計画策定事業というのがその下にございますけれども、これは当初予算は831万4,000円近くあったんですが、これが292万7,000円ということで約35%ということで、非常に538万ほど減っておりますけれども、これだけ大幅に減ったということは、何かしなくてもいいものができたのか、それとも効率よくできたのか、何か原因があると思うんですけど、その辺ちょっと教えてください。

●杉坂福祉総務課長

載っておりました部分が、25年度決算で292万7,000円強という形の決算を表していただきました。その中では、業務委託を民間の方でコンサル等でさせていただく予定でしたけれども、その各委員会の中で、その委員会の大学の先生方も入っておりまして、なるべくその意向を聞きながら、自分たちでできることは自分たちでということで、業務の削減と、それから印刷業務のところ、推進会議が結構熱が入りまして回数がふえた状態で3月を向かえました。その部分につきまして、この26年度のほうで印刷をさせていただくと

いうところの減額でございます。以上でございます。

○福井輝夫委員

はい、わかりました。そうすると、26年度にまわった部分もあるというようなことですね。あまりにも大きいものですから、ちょっとその辺についてお聞きしたわけですが、わかりました。ありがとうございます。

○浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

おはようございます。ここで社会福祉協議会につきまして何点か教えていただきたいというふうに思います。私は、社会福祉協議会といいますのは、300人を超える職員の皆様方がこの地域の社会福祉事業に携わっていただいておりますと、ただそういう漠然とした理解しかございませんでした。社協のホームページを見させてもらったときに、社会福祉法第109条に規定をします公益性の高い、営利を目的としない、民間の福祉団体であるということで紹介をされております。社会福祉法を見たときに、ちょっと紹介をさせていただくんですが、この解釈についてお聞きかせいただくんですが、社会福祉協議会は、1あるいは県内の2以上の市町村の区域にあって、社会福祉を目的とする事業などを行うことによって地域福祉の増進を図ることを目的とする団体であるということなんです。ここは理解できます。その次なんです、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加をしと、参加をしですね、かつ社会福祉事業または厚生福祉事業を営業者の過半数が参加するものであるということであって、この参加あるいは過半数の参加という部分につきまして、どういうことなのか、一度御説明もいただきたいと思いますし、その辺はクリアをされておるのかどうか、その辺もあわせてお聞かせください。

●杉坂福祉総務課長

委員仰せの社会福祉法第109条に規定されております社会福祉協議会の関係ですけども、社会福祉を目的とする事業を営業者としましては、社会福祉法第2条に列挙しております第1種社会福祉事業、第2種社会福祉事業に従事するというような意味合いと、社会福祉事業及び社会福祉の増進を目的に、計画に基づいて継続反復して営利を目的としない事業を営む者も解されておまして、老人福祉施設等に携わっている方の参加も指しております。また、社会福祉に関する活動を行う者とは、法律で厳密に範囲が規定されているわけではなく、事業者としてではなく、市民の中で社会福祉に関心を持ちボランティア活動等なんらかの行動をしている者の参加を指していると解釈しております。

それと、社会福祉協議会においての現在の参加とは、例えば社会福祉協議会の理事や評議員等の役員に選出団体の代表としての参加、それから社会福祉協議会が企画する各種事業や講座への参加、地域福祉を推進するための赤い羽根共同募金運動等への参加、福祉施

設へ福祉団体の活動助成事業への応募、参加と、あと地域福祉計画の策定への参加という形で社会福祉協議会の事業等に参加していただいていると解釈しております。

また後段の社会福祉事業または厚生福祉事業を営業者の過半数というような御質問でございますけども、これも社会福祉法第2条に列挙されている事業を指しておりますけれども、社会福祉協議会からは、私立保育園、私立学童クラブ、障がい者施設、婦人保護施設などからの地域交流助成事業の応募、参加であったり、障がい者連絡協議会、介護サービス連絡協議会などに社協職員が参画していることなど、大きく参加ととらまえていると伺っておりますので、そういう意味を含めまして過半数が参加というようなとらまえ方を社会福祉協議会から伺っております。以上でございます。

○鈴木豊司委員

過半数の皆さんが参加いただいとるということにつきましては理解をさせていただくんですが、いずれにいたしましても、大変複雑な組織であるということに思えます。

もう1点お聞かせいただきたいのですが、同じく109条にですね、第5項に係行政庁の職員はこの社協の役員となることができると、ただ役員総数の5分の1を超えてはならないという部分はあるんですが、これも踏まえて、伊勢市と社会福祉協議会の関係というんですか、どのように考えたらいいか、その辺お聞かせいただけないでしょうか。

●杉坂福祉総務課長

今の役員、理事に関しましては、平成25年4月1日から法人監査の業務が三重県から権限移譲しましたので、以前は健康福祉部長が理事として入っておりました。そのことも踏まえて、理事には辞退をさせていただいたという経過がございます。

それと、伊勢市と社会福祉協議会の関係でございますけども、地域福祉の推進を図ることを目的にさまざまな活動を行っており、平成12年には、社会福祉法によりまして社会福祉協議会の目的が、地域福祉の推進にあることが明記されております。具体的な事業としましては、ふれあいサロンや見守りネットワーク活動など住民による地域福祉活動の支援、災害時の支援活動を行うなど、地域福祉を進める上で重要な役割を担っていると考えております。市では、社会福祉協議会の設置目的に照らしまして、地域福祉の推進に向けた取り組みの強化のため、事務運営負担金等を支出しまして、昨今は伊勢市地域福祉計画活動計画策定においても社協と市が一体となって策定作業を進めてきた経緯もございます。今後も車の両輪のような形で連携を密にしまして、地域福祉を推進していきたいと考えております。以上でございます。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。それと、25年の事務の概要を見させていただきますと相当量の事務事業の委託であったり、また施設の指定管理という部分が出てまいります。市から社会福祉協議会へ委託をされてるおります業務につきまして、どの程度の業務量がこの25年度の中で出ておるのか、その辺教えていただきたいと思います。

●杉坂福祉総務課長

25年度に社会福祉協議会に業務委託等しているものを答えさせていただきます。指定管理等では、例えば福祉健康センターの管理事業2,850万5,000円、それからハートプラザみその等管理事業3,359万5,000円等、指定管理につきまして11本ございまして1億8,088万9,000円が指定管理の金額でございます。

それと、業務や運営委託をしているものにつきましては、社会福祉協議会の運営負担金8,500万円、それから西地域包括支援センター運営委託料1,700万等、全体で5本ありまして合計で1億1,179万8,000円でございます。

それと、その他という形で、福祉ボランティア育成事業999万7,647円、日中一時支援事業身体障害児知的障害児1,798万7,000円等8本ございまして、合計で3,752万8,225円でございます。

その三つの事業を合計しますと24本ございまして、総合計で3億3,021万5,225円が現在、25年度で社協のほうに委託しておる業務でございます。以上です。

○鈴木豊司委員

委員長さんに取り計らいをお願いしたいと思うんですけど、今24本で3億なにがしかの事業を紹介いただきました。後で結構ですので、これらの事業の詳細な資料をですね、できましたらいただきたいと思いますし、問題がなければ、その社協独自の事業も合わせて資料としていただけるとありがたいんですが、その点よろしくお願いします。資料のほうをお願いしたいんですけど。

◎浜口和久委員長

暫時休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時47分

◎浜口和久委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、鈴木委員のほうから、社会福祉協議会のほうへ詳細な資料をいただきたいというふうなことでございましたが、伊勢市のほうから委託をしておる分、そういった部分について資料の請求を求めたいと思います。

皆さんのほうでお諮りをさせていただきます。

そのような形で取り計らって、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎浜口和久委員長

異議なしと認めます。

それでは、議長ここにお見えになりますので、議長をお願いを申し上げます。社会福祉協議会のほうへ、市の委託分についての詳細な資料を提出していただきますような形で請

求をお願いいたします。

はい、鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。社会福祉協議会に関しましてはこれから資料もいただけるということでございますので、会派でも勉強をさせていただいて、議論を深めていきたいというふうに思っておりますが、いずれにしてもわからない部分ばかりでございますので、これからはいろいろと御教示もいただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。質問をおわります。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

山本委員。

○山本正一委員

民生費の件でちょっとお尋ねをいたします。と申しますのは、私も、この民生委員法というの知ってはおりますが、どうしてもこう納得がいかなんということがございますので、制度の問題なんです、役所はどう考えとんのやということを御質問申し上げたいと、このように思います。

と申しますのは、先ほど福井委員からも民生委員の数等々質問があったわけなんです、今291名が定員ですかね、それで11名の欠員とこういうことなんです、これを各町から推薦が出てくるわけなんです、その推薦を恐らく280から今291やでまあこれぐらいの推薦が出てくると、それをいわゆる推薦会で承認と申しますか決定をするわけなんです。これが推薦会が14名、これは市会議員も充て職で2名、3年任期なんで、2名入ってますよ。前は、私と品川議員が入っておりました。今はもう外れておりますが、そのときに、これはおかしいなということを非常に感じました。と申しますのは、290名からの、各地区から上がってくる推薦、町から上がってくる推薦人を我々推薦会がそれを同意するか同意しないかという審査をするわけなんです。

ところが、その同意をするときに、顔も見たことがない、名前も聞いたことがない、その人に対して判を押すわけなんです。この14名全部が判を押すわけなんです。それが推薦会、1回開かれるだけで、かなり2時間くらいかかりますね、判押すんが。こんな余分なことをなんでしとんのやと、私はその場でも、顔も知らん、名前も知らん人に対して判もよう押さんなという話もしたんですが、慣例でもうずっとなってるんでぜひ押してほしいと。今までの人らに聞いておりましたが、すべて●●●●と申しますか判を押しとんのやと。もし、その推薦された民生委員がこと不祥事を起こしたときに、誰が責任をとんのやと。これも、民生委員というんは民生委員法、昭和23年にできたそうなんです、もう状況が非常に変わっと思うんです。そのときの民生委員さんは、そのときの字で、まあいわゆる著名人と申しますか、かなりの高学歴があったりして地元の有力者やと、こんなことなんです、もうどんどんする人が減ってきて、今、福井委員が言うように、もうこちらが頼みに行かなしてくれへんと、こういう状況に陥ってるんです。

そうすると、まあいかな人かなというような、その欄にも、生活困窮者ではないとか、あるとかマルペケがあって、自治会の会長がまるしてあると、まあばあっと見て、ところが二百何十人も見られえへんわけや、もうばあっと見て皆判を押して、それでそこへ来る市の職員は、どうぞどうぞ早よう回してくださいというようなばかりに・・・

17 ページに訂正発言あり。

◎浜口和久委員長

山本委員に申し上げます。質問は簡潔にお願いいたします。

○山本正一委員

いや、状況を言わなわからんで。そやろ。

◎浜口和久委員長

簡潔に。

○山本正一委員

簡潔やけれども、状況を言わなわからんで、状況を言うとりんやで。

◎浜口和久委員長

同じ説明を何回も繰り返し、リピートでというような形でしないで、簡潔に、その推薦会の中での選び方がどうなんやということについて、御質問は簡潔にお願いします。

○山本正一委員

わかりました。今、委員長から御指摘があったので簡潔に申し上げますが、とにかく、これはもう非常に時間がかかる。なんとかこれを簡素化するというのは、できやんのかなと、まあ質問をまずしたいなと思います。

●杉坂福祉総務課長

昨年、一斉改選の時に、決算書には民生委員児童委員改選経費というところの金額であげさせていただいております。この部分につきましては、伊勢市においても全国的にも地域の人材等に詳しい自治会から市のほうに推薦していただいております。自治会からの推薦に当たっては、履歴書的な要素の、先ほど山本委員おっしゃいました候補者調書と、健康面や社会奉仕の精神等の見解を記載しました状況調書の2種類を自治会から挙げていただいております。

その後、推薦のあった方々の調書をもとに、先ほどおっしゃられました民生委員推薦会で候補者を審査、決定していただきまして、三重県知事を経由しまして厚生労働大臣へ推薦した後、厚生労働大臣から委嘱される流れとなっております。

昨年度も、一斉改選の年でありましたので、審査会を3回、持ち回り審査を6回行っております。ただ、審査会においては候補者が大変多く1回の審査が、188名が第1回目です、第2回目が76名という、たくさんの民生委員さんの審査をしていただいたというところで、審査には大変御苦勞をおかけしたと思っております。今、委員仰せの推薦会の設置

等のあり方につきましては、民生委員法、同施行令また民生委員児童委員選任要領にも定められておりますので、三重県のほうに現状をお話ししまして、県と相談調整をしていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○山本正一委員

今のような制度、あなた一番よく知ってるんで、今の制度が今の時代にそぐわんのか、これはもういかなあと思ってるんか、どうですか。

●杉坂福祉総務課長

現状、民生委員法で、一番核の推薦団体というところが各市町の民生委員推薦会が推薦していくという形ですけども、各行政ではそれぞれその下部の一番地域の方々を知ってみえる自治会さんに推薦をいただいて、流れ的には先ほど申し上げました、県、厚生労働大臣といきますけども、たくさんの方々で中身がわからへんというような御質問かと思しますので、その調書等もうちょっと詳しくさせていただいた中で、ちょっと見ていただければなというふうにも考えております。以上でございます。

○山本正一委員

いやいや、僕のしとる質問は、今のこの制度が今の時代にそぐわんのか、ええことなんやということなんか、いかんことなんかということを質問しとるんで、もう簡潔にちょっとそのことだけ答弁してください。

●江原健康福祉部次長

おっしゃることは、たくさんの方を見ていただいて、なかなか手間かかるやないかというふうなところ、大変御苦勞をおかけしとって申しわけございません。

今、課長が申し上げましたように、制度上で法的にも決まっておるというふうなところもございます。ただ、県を通じまして国等にもこれから御意見申し上げていきたいというふうに考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

◎浜口和久委員長

よろしいですか。

山本委員にちょっと申し上げます。先ほどの質問の中で、不適切な言葉がございましたので、気をつけていただきますようお願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時57分

◎浜口和久委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

山本委員。

○山本正一委員

先ほど委員長から御指摘がございました不穏当発言というのがございました。

なかなか名前も、すべてわからん人に判を押すということはいかがなもんかということに訂正をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

14 ページの発言の訂正。

◎浜口和久委員長

そのように取り計らわさせていただきます。

他に御発言はありませんか。

品川委員。

○品川幸久委員

私もこの民生委員のところでお伺いをしたいと思います。

福井委員も山本委員もある程度お話をされたのであれなんですけど、不足の部分ですね、いつも言う人材不足の点ですね。前のときに、その自治会だけではもう難しいんで学区に広げたらどうやというふうな話もさせてもらいました。そこら辺の点はどうですか。

●杉坂福祉総務課長

先ほどの福井委員の質問にお答えさせていただいたような形で、まちづくり推進協議会とか連合会という少し大きな形で、私どもはアクションをさせていただいて、また人材をというお願いをさせていただくような状況でございます。以上です。

○品川幸久委員

先ほど、私も民生委員のあり方検討会におったんで、皆さんからアンケートをとって、まあ報酬等のことについてはね、先ほど報酬上げたらどうやという声があったんですけどね、民生委員の方はプライドを持っておられるんで、お金のためにやっとなんと違うということもありましたけど、やっぱり最近、携帯電話とかそんなんでも非常にそこら辺の部分はお金がかかるということで、そこら辺をちょっと含めてはやっていただきたいと思います。それは答弁要りませんが、それともう一つは年齢制限ですね。大分高齢の方が皆さん民生委員になっておられて、年齢制限ぎりぎりの方に、1回でもええで何とかしてくださいというところがね今非常に多いと思うんですよね。それが枠を超えると次のときに大きく人数が減ってしまうのではないかと、ここ一番大事なことを思いますので、その点はどう考えておられるのかお聞かせをください。

●杉坂福祉総務課長

先ほども、民生委員さんの人選に、自治会等をお願いする中でかなり人選に難しいという面もございまして、その中で過去に経験のある民生委員さん、例えば75歳以上におきまして、基本的には75歳未満を基本としておりますけども、その地域で、また活動に支障がない場合は、それ以上でも可というところがございますので、次回においては3年後になりますけども、なるべく新しい方の人選していただくような形で、これからアクションを

示していきたいと考えております。以上でございます。

○品川幸久委員

僕が言うとするのはね、75歳の方が今もうたくさんみえるということですよね。その人が3年後のときに80近くなってね、各家を歩いていただいて回ってもらうとか、そういうことが実際できるのかどうかとなると、何とかして若い人を民生委員になってもらう方法を考えないかんよねということを今言わせてもらっとるんで、ちょっと責任のある方、今後どういうふうに展開していきたいかということだけお聞かせください。

●鈴木健康福祉部長

品川委員おっしゃいますように、今若い方がなかなか民生委員になっていただけないというふうな状況がございます。これもなかなか難しい問題でございますが、おっしゃるように、なるべく若い方になっていただかなあかんというふうなことでは考えております。具体的な方策については、まずは民生委員さんがこういうふうな仕事で、こういうふうな役割を持ってというふうな周知を図ることを始めとしまして、どういった形で若い人がなっただけのような状況になるのか、また民生委員のあり方検討会でいただきました課題についても、今後、道半ばの部分もございますけども、進めながらいろいろな環境整備に努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎浜口和久委員長

目1 社会福祉総務費の審査を終わります。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

◎浜口和久委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、職員課長のほうから、先般、中村委員から御質問のありましたカイゼン制度の実施実績内容ということで資料の請求がございました。その資料が出てまいりましたので皆さんに御配付させていただきましたので、よろしく願いいたします。

それでは、会議を続けます。

次に、138ページをお開きください。

目2 障害者福祉費について御審査願います。

御発言はありませんか。

辻委員。

（目 2 障害者福祉費）

○辻 孝記委員

少しお聞かせください。障がい者に関しまして、私も、以前も一般質問等させていただきましたとおりでございますが、障がい者の就労支援というかその辺のところをまず、どのような取り組みをされているのかお聞きしたいと思います。

●中村高齢・障がい福祉課長

辻委員の御質問にお答えいたします。障がい者の就労支援につきましては、現在、福祉的就労といたしまして就労支援A型とB型がございます。その作業所のほうでいろいろな物品とか製品を作成しておりますけれども、それらの物品を率先して市が購入していくというようなことで支援をしている状況でございます。以上でございます。

○辻 孝記委員

わかりました。A型、B型作業所の関係を言われました。あと物品等の購入等でされているということで、就労に関しましては、障がい者に関してですね、なかなか三重県全体がですね、障害者雇用が全国でワーストワンというお話を聞かせてもらっています。先日も、県知事のほうからもいろんな取り組みを考えておられるみたいなことを新聞で見ましたが、これからの伊勢市にとっても、障がい者の方がふえているのも事実、概要書を見せてもらっても障害者手帳の発行がふえているというのも事実としてあります。そこを考えますと、障がい者の方の就労支援という部分では、県のほうでも以前、社会的事業所をやろうという形で言うておりましたが、その辺の方向性として、伊勢市はどのように考えておられるのか、まずお聞きしたいと思います。

●中村高齢・障がい福祉課長

福祉的就労のB型作業所といたしましては、年々徐々にではございますがふえている状況でございます。先ほど委員仰せの社会的事業所といいますのは、より一般就労に近い形の事業所でございまして、三重県のほうでも今年度3カ所設置の予定ということが以前報道されておりました。この制度につきましては県の補助もございますことから、今後、民間のそういった新設の御意向、そういったものを踏まえながら伊勢市としてもどのような形で支援をしていくかということは研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○辻 孝記委員

わかりました。そういった形でこれから考えていきたいということなのですが、先日、私、鈴鹿の社会的事業所のメンバーの姿をですね、実際作業しているところを見に行かせていただきました。その鈴鹿の社会的事業所ですけども、現場は四日市だったんですね。四日市の現場で草刈りをされているのを見せていただきました。雨が降っておったんですけども、本当に一所懸命やられておりまして、若干、中にはけがをされた方もおりました

けど、けがというかね、ちょっとハチに刺されたというか、そんなことがありまして途中で帰らないかんという子はいたんですが、でもその子も、最後までおらないかんのと違いますかというふうなことを言われながらも、責任者の方は、まあ先に帰ろうよということで帰らせたというところもございましたけれども、一所懸命仕事をしようとしている子たちがたくさんおられました。

障がい者の方々の雇用を、偏見というかそういったことで見られてしまうといけませんので、私もその見ていると一所懸命やられているというのが、姿を見るとですね、なぜこの方々が雇用が少なくなってしまうのかなというふうなこともすごく思いました。そのところでは、伊勢市としてもそういった場所を提供していく、またそういった進出をしようとする方の支援というのがすごく大事になってくるかというふうに思うんですが、その辺のお考えはいかがなんでしょうか。

●鈴木市長

ただいま障がい者の方の就労支援についての御質問をいただきました。議員御指摘のように三重県がワーストワンということで、非常に全県的に対応していかなければいけないということで、知事も一生懸命動いていただいております。我々としましても、実際に一般就労されている企業さんのところへ訪問して、いろんなお話も聞かせていただいております。そういった中で一般事業所のところもめぐりながら、実際に、働く意思を持っている障がい者の方と企業さんとのマッチングをどういうふうに支援していくか、そういうことをしっかりと取り組ませていただきたいと思います。また高所大所からの御意見も頂戴したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○辻 孝記委員

市長、ありがとうございます。しっかりと、国のほうでも政治が雇用に関しても、かんでいっという状況もありますので、しっかりとその辺、市のほうでもお願いしたいと思います。

もう1点、障がい者の方々、どんどん核家族化が進んでいった中で、環境的にも大家族であれば周りが一所懸命こう見ていただけたところがあるんですが、障がい者の方の親御さん、親なき後ということを考えなければいけないというふうに思っておりますが、その辺、伊勢市としての取り組みを、市長のお考えになるかもわかりませんが、その辺のところを御見解をお聞きしたいと思います。

●鈴木市長

現在、教育民生委員会のほうにも請願という形で上がっておりますけれども、現状としまして、大変残念なことではありますけれども、実際、学校を出られた後の先が、まだまだ伊勢では少ないという現状がございます。こういった点につきましても、これから総合的に、民間の力も活用しながら取り組んでいきたいと考えております。（「結構です」と呼ぶ者あり）

◎浜口和久委員長

他に御発言はありますか。

福井委員。

○福井輝夫委員

この中で、障がい者にやさしいまちづくり事業という部分でお聞きしたいと思います。成果表の27ページにその辺の一部が書いてありまして、障がい者外出支援対策アドバイザー業務として、視覚障がいの方、高齢者の方の視覚ですね、目が見えにくい、そういう方のためのいろんな活動を、積極的に参加できる機会をふやすというようなことで、公共交通機関及び周辺の調査という部分も項目の中に入っております。そういう観点も含めて、ちょっと多々質問させていただきたいと思います。

実はきのう、東海北陸バリアフリー市民交流会inみえというのがございました。津のアストホールですね、そこがメイン会場なんですけども、伊勢会場としては伊勢市駅から外宮のまでの部分ですね、その辺を障がい者の方が歩く。それをボランティアで補佐するというようなことで、場合によっては車椅子で、ひとりでみえた方もございましたけれども、そういうことの中で、その人らの貴重な意見とかそういうのもございましたので、あわせてちょっとお聞きしたいと思います。

まず、伊勢の駅降りてですね、一つ目の信号があります。そのところは、視覚の方も渡りやすいように、何ですかね、信号ですね、あそこもボタンを押すとピコピコピコと何か音が鳴るというようなことで、音が鳴ったら通れるというようなことで、耳で判断できるようになっておりますけれども、次の交差点ですね、食堂のあるところですけども、次の交差点のところは、同じように押しボタンがあるんですが、その押しボタンを押しても音はなにも発しないということで、その信号を押すところのボタンへ行くまで、ピコピコ小さな音はあります。そこにボタンがあるんだなということは、しるしているんですけども、ボタンを押しても、青になっても音が鳴らないということで、そのボタンが無意味な状態になっておるといふことの現状があるんですけど、まず、これについて認識はされているでしょうか。

●中村高齢・障がい福祉課長

福井委員の御質問にお答えをいたします。駅から外宮へ真っすぐ通る道の、二つ目の信号というところでございますね。確実に、機関に問い合わせたわけではございませんが、あそこの信号につきましては、歩行者とそれから車の通行、3種類のパターンで渡れるようになっております。そのようなことから、通常の交差点ですと東西、南北の交差点で、視覚障がい者の人が音を聞いて、それで、これはこちらの東西に渡る、という判断ができますが、歩道だけの通行と、それから車の東西、車の南北という3種類ですと、その音での御提供というのが、かえってリスクがあるというように考えておりますので、この点について正しい答えというのは、すみませんが確認しておりませんので、一度確認をさせていただきたいと存じます。

○福井輝夫委員

確かにあそこの信号は、車が行く、それと反対方向から行ける、その赤の変わりと、

それからもう一つ、歩道の、歩く人ですね、それがどちらからでも行けるという信号になっています。逆に、そこに音が出ればですね、こんな間違いはないと思うんですわ。例えば、前の車の信号が青になったと、そうすると歩く人は、あっ私らも行っていいたなと思って行こうとするんですけど、歩道の部分の信号はまだ赤のままなんですわ。車は行けるけれど人は行けない。そういう状態で、それをわからずに行ってしまう人がかなりおります。きのう見ておりましたけど。

逆に、そこで音が出たら人は行けるんだよというほうが、健常者にもいいと思うんですわ。もし、その音を出さないというのであれば、その信号について、そのボタンは不要やと思うんですわ。ボタンを押しても意味がない状態なんですから。ボタンを押したら音が鳴るからと思っておったら、いつまでも鳴らないというたら、逆に止まってしまう可能性があると思うんですわ。その辺について、どういうふうにお考えでしょうか。

●中村高齢・障がい福祉課長

すいません。ただいまの御意見、御質問につきましては、一度、その道路管理者も含めて、その関係機関のほうにその御意向をお伝えさせていただきたいと思いますので、御了承くださいますようお願いいたします。

○福井輝夫委員

はい、よろしくお願いします。以前、音が鳴っておったけど、最近鳴らないというのがありますので、その辺のことも確認していただきたいと思います。

それから、あそこの道の部分で、JRの伊勢市駅から出て、それで車道に渡るところは点字ブロックがあります。ここから先は車道ですよ。それから、その横断歩道を渡ったところにも点字ブロックがあります。その先はもう全然ございませんね。そこから右へ行きなさいというような指示になつとるということを聞いたんですが、そこについて、やはり目の不自由な方も真っすぐ外宮参道を歩いてですね、いろんな人の活力、どう言ったらいいかな、みんなが元気な状態で歩いとるところとか、音とかですね、音楽やら、やっぱりそういう部分を楽しみたいんじゃないかなと思うんですわ。匂いとかね。そこを、やっぱり、視覚障がいの方はそこへ行くなと。そこを右へ曲がって国道のほうを回って、それから外宮へ行きなさいというふうになつとるお聞きしたんですけど、その辺はちょっと差別になるんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

●鈴木市長

議員から、昨日のバリアフリー集会、非常に大盛況であったというお話も伺っております。そういった中で、当市としましてはバリアフリー観光ということも標榜しておるわけですので、さまざまな視点から一度見直しもしていく必要があるかというように思います。

ただ設備面をパーフェクトにしていこうというのも、これも限界が実はございまして、車いす御利用の方と、例えば杖をお使いの方が同じように便利のいい一本の道というのも、これの整備もなかなか難しい部分があるかというように思います。そういった部分につきましては、やはり設備の面と、あとはサポートをする人材を育成することが非常に大事

なんではないかというふうに感じておりますので、そういった面も関係機関と協議をする機会、そういったものをつくっていければというように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○福井輝夫委員

ありがとうございます。その辺、実現よろしくをお願いします。

最近はそういう、いろんなバリアフリー、伊勢もバリアフリー観光を唱えておりますので、そういうものを徹底してくれますと、体の不自由な方も1人で行ってみようというふうに、みえる方がだんだんふえてくるんですね。きのうも車椅子で、ひとりでみえた方もおりました。電車に乗って、車椅子でという方が。その方は、補助要りませんよと行かれました。

そういうことで、結構バリアフリーは行きやすいようになっておるんで、ぜひ仲間にも、多くの仲間がおるんで、仲間にも、伊勢市は今、外宮の付近はこういう状態ですよと。ぜひ行ったってよということで、ぜひ、帰って言いますよということもおっしゃってみえました。そうすると、やっぱり障がい者の方も、結構、ひとりでも来る方もふえると思いますので、ぜひそういう部分も観光に活かしていただきたいと思いますので、そういう部分について、またぜひともよろしくお願いします。

その部分については、外宮参道については県道ということで、伊勢市がすぐどうのこうのとできないと思うんですけども、やはり県のほうへも、ちょっと投げかけもしていただいて、こういうふうなんはどうなんやろということで、これから将来、不自由な方もたくさん、逆にふえてくると思いますので、そういうような配慮もお願いしたいと。あそこはまだ車の駐車が結構多いものですから、端のほうだけですと、もし車の駐車のところを設けた場合、ぶつかるというような事がありますんで、その辺、もしあっても、ちょっと中央寄りとか、そういう部分での配慮とかですね、そういう部分をちょっと考えていただきたいと思います。

それで、この点字ブロックについては、その外宮参道だけじゃなくて、内宮のおはらい町とか二見の表参道ですね、その辺についても全然ないんですね。まあ、景観を重視するところは、その点字ブロック黄色が普通なんですけど、黒っぽい灰色でやるところもございます。景観に支障のないような、まあ弱視の方は本当は黄色のほうがいいんですけども、まあそういかなない場合もあると思いますんで、そういう部分を考慮しながら、ちょっとやっていただけないか。点字ブロックについては終わります。

それでですね、以前にもお聞きしたことがあるんですけども、JR伊勢市駅のところの外の便所ですね。あそこに車椅子便所がありますけど。そこでボタンを押すと警備保障のほうへ鳴ってくるということで、私、以前に、それだと時間がかかるやろと、急を要する場合、間に合わんだろうというようなことで、その音が鳴るのをあそこの横の観光案内所ですね、その辺についたらどうかということで、一度お聞きしたことがあります。いま一度検討しますということだったですけども、今その辺の状況はどうなっているのでしょうか。

●江原健康福祉部次長

すいません。ちょっと担当部署があれですんで、一度確認させていただいて御報告させていただきますので、申しわけございません。

○浜口和久委員長

福井委員に申し上げます。質問は要旨をまとめていただいて、端的にお願いいたします。

○福井輝夫委員

わかりました。時間ばかりとってはいけませんので、端的にいきたいと思います。

それから、まあ車椅子でこられた方、ひとりでみえた方が補助のない方でしたので、車道から歩道に移る場合、やっぱり伊勢はまだ小さな段差が結構あるということで、その小さな段差が、車椅子の前輪が結構上がりにくいということで、できれば直して、そういう部分を平らにしてほしいなど。その直前、ちょっとした段差があると、視覚の、目の見えない方はちょっとした段差で車道と歩道が区別つくから必要なんだという話も聞きましたけど、それであれば、その手前に点字ブロックを敷けばいいと思うんですけども、その辺について、やっぱり伊勢市の観光ということで、バリアフリーでいくとなれば、その部分だけではなくに全体ですね、伊勢市全体の観光客の多くみえるところ、その辺についての見直しというのもちょっとしていただきたいと思うんですけど、ちょっと一言お願いします。

●江原健康福祉部次長

この外出支援対策アドバイザー業務ということで、調査をさせていただきました。この結果をもって、関係部署ともいろいろ協議しながらやっていきたいと思っておりますが、先ほど市長も申し上げたように、インフラ整備ですとお金もかかってくるというふうな話ですので、その辺の制約もございしますので、効率的なやり方でやっていきたいというふうに考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いします。

○福井輝夫委員

はい、ありがとうございます。その辺はまたよろしくお願いします。

それと、外宮の参道を歩いて特に気がついたのが、例えば車椅子の方が食事をしたい、それからコーヒーを飲みたい、そういうちょっとした店で何を売っとるか見たいといったときに、段差のある店がほとんど多いですね。スロープにしてあるところはほとんど少ない。内宮のほうのおはらい町なんかは、そういう面でちょっと最近対策してみえる店もふえてきましたけれども、外宮参道についてその辺のこれからの進め方ですね、ちょっと市のほうについてちょっとお考えをお聞きします。

●江原健康福祉部次長

申しわけございません。インフラ関係ですと私どもしておるんですが、観光でですね、バリアフリー観光というふうな視点もございまして、ちょっと私どもでその辺の調整をしておりますので、その辺もまた後で御報告させていただきたいと思いますので御容赦いただきますようお願いいたします。

●鈴木市長

少し補足をさせていただきたいと思うんですが、例えば、もう委員御承知のとおり、伊勢志摩バリアフリースターセンターさんが、NPO法人の方が、事前に全国から障がいのある方が伊勢に行きたいんやというときにですね、どういったところにバリアがあったり、どういったところにバリアがなかったりというのは、御相談を受けていただいております。

また近年では、スマートホンの中に、実際に、例えば伊勢市駅から外宮さんに行きたい場合どういうルートをとったらいいのかというアプリもですね、実は、確か民間企業が国交省からの補助を受けて開発されたものもありますので、そういったものも少し周知をさせていただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

◎浜口和久委員長

福井委員。要望を入れないような形で、御質疑をお願いします。

○福井輝夫委員

わかりました。これは市のほうも認識しておいてほしいんですが、車椅子でひとりでみえた方、ちょっとした段差、すき間、それでやはり車椅子で行くと倒れるというようなことが結構あるということなんですね。

外宮の本殿の前に鳥居があります。その鳥居の下というか手前付近に敷石があります。自然石でつくってあります。その敷石が微妙にすき間があります。へこんでいます。そうすると、そこまで1人で来たんですが、その人は車いすで、そこはもう恐かって、倒れそうなので、ちょっとしたすき間でもやっぱり今まで倒れたことも結構あるんで、もう恐くて、そこから参拝したというようなこともありますので、この辺についてですね、やはり伊勢市全体、そういうちょっとしたすき間、そういう部分ですね、やはり市のほうも調査をするときに、そういう部分の関係も含めて調査を、これバリアフリーの調査をするということになっておりますので、そういう部分も調査していただきたいと思いますけれども、その辺の認識はございませんですかね。

●江原健康福祉部次長

今、委員さんいろいろこう仰せになりましたけど、その辺も念頭に置きながら、これからバリアフリー対策を進めていきたいというふうに思っていますので、御理解賜りますようお願いいたします。

（目 3 医療支給費）

○楠木宏彦委員

子供の医療費の件なんですけれども、中学校卒業まで通院も、それから入院もこの9月から無料化をされているわけなんですけれども、ただ、窓口でひとまずはお金払わないといけないと、こういう問題がずっとありまして、例えば子供が歯が痛いと言っても、今とりあえずお金がないから、またちょっとあしたねとか、そういうようなことになってしまうの

で、一日も早く窓口無料化を実現していただきたいと思うんですけれども、市からも、市長もですね非常に力を入れていただいて要請をしていただいていると思うんですけれども、現在どこまでその問題が進展してるのかお伺いしたいと思います。

●中居医療保険課長

こども医療費を含みます福祉医療費の助成に関しましては、今、委員おっしゃられましたように、さまざまな機会を通じまして県に要望しております。例えば、県政に対する要望ですとか知事と市長の1対1対談、そういったところを通して要望させていただいておるといことと、あわせて県と9市町による福祉医療費助成制度改革検討会というのがございまして、そちらで現物給付の導入ですとか福祉医療制度の制度拡大等について、現在検討を行っておるところということで御理解賜りますようお願いいたします。

○楠木宏彦委員

どうもありがとうございます。

（目4 遺家族等援護費） 発言なし

（目5 心身障害児通園施設費） 発言なし

【項2 老人福祉費】 項一括 発言なし

【項3 児童福祉費】（目1 児童福祉総務費）

○品川幸久委員

少し学童保育のことを聞きたいと思います。これもうずっと皆さんも質問されとってですね、昨年の決算では、その昨年の3月にも本会議でやられましたし、決算においても、27年度に委託のほう期限がくるので、そのときに改正をしたいというような御答弁があったと思います。

今回の本会議でも、お返しをするというような、同じ答弁があったわけなんですけど、話を聞いておりますと、今回、公のものが二つできた、民間のものが二つできたというようなことで、そこら辺の整理がつくのかどうか、お聞かせを願いたいと思います。

●藤原こども課長

放課後児童クラブの利用料金に関しまして、公設と民設の格差につきまして、本会議のほうでも御答弁申しましたように、現在、その格差是正に向けて改定を検討しておるところでございます。今年度、公設のクラブを新たに開設しております。またこれまでも、民設を含め増設をしてきたところでございますが、こういったところ、公と民の格差是正については、民設の中でも料金の差がございますことから、それをどういった形で、委託料の加算であるとか、公設の料金を上げるとか、どういった方法が一番現状にそぐった形なのかということで、幾つかの方法に関して現在検討を進めておる最中で、今年度には方

向を示させていただきたいと考えております。以上でございます。

○品川幸久委員

公平性を訴えていただいて、ありがとうございます。こちら公平性っていうのは大事なんで、今の答弁を聞いておると、大きく変わるというふうに理解をしてよろしいわけですね。今の答弁はそういうことを言われたんですね。公平性があるから、大きく変わると。わずかなことが変わるの改革ではありませんので。大きく変わるというふうに理解をさせていただきましてよろしいでしょうか。

●鈴木健康福祉部長

先ほど、課長から答弁申し上げましたように、今、官・民の格差がある、民にも格差がある。そういったところで、この格差是正に向けて検討しておるということでございますので、またそのお示しできる 때가来ましたら、また議会のほうへもお示しをしたいと思っております。よろしくお願いします。

○品川幸久委員

わずかに変わるんやったら、毎年でもできることでね、これ長いこと引っ張ってやっておるんで、ぜひとも大きく変わるようなことを期待したいと思います。

もう一つこのところで、休日保育の補助金事業があるんですけど、休日に保育園に子供を預けに行っても、何か、あんとこ、お兄ちゃんがおるでええやないか、というようなことを言われる方がみえるというような苦情も聞いておりますので、その点、把握されてますか。これ前のときも聞かれておると思いますが、また最近そのようなことも聞かれましたんで、1点聞きたいと思っております。

●藤原こども課長

休日保育でございますが、日曜や祝日に保護者の方がお仕事等があるために家庭での保育ができない場合に、お子さんをお預かりしておるものでございます。委員仰せのようなことでお断りしておるということがあれば、そのあたりに関しては、保育の必要性があれば兄弟の状況にかかわらずお預かりするべきと考えております。実態に関しては、少し把握をさせていただきたいと思っております。御理解賜りますようお願いいたします。

○品川幸久委員

最後にしますけどね、親御さんは必要性があつて預けに行つとるということですね。お兄ちゃんは小さいんで、お兄ちゃんに預けといて、それがちゃんと見てくれるんやったらいいですけど、お兄ちゃんが、道路でも連れて歩いて、交通事故でも起こしたら困るということですね、やっぱり親は心配をして、そういうルールに基づいてお願いに上がつとるわけなんでね、そこら辺だけはしっかりと把握をしていただきたいと思います。終わります。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありますか。

西山委員。

○西山則夫委員

こども家庭相談センター事業について、お尋ねをしたいと思っております。成果説明書にも触れられておるんですが、全国的に見て、特に児童虐待の問題でいろんな悲しい事案が発生をしておりますけれども、幸いというか、伊勢市ではまだそういった報道がされておきませんので、いいのではないかなと思うんですが、これは成果報告書にも書かれていますように、ますますこれから広がっていく、拡大、増加していくというような分析をされているんですけれども、ここに成果報告書に書かれています23年、24年度の実績で、25年度は児童相談が延べ959件、235人。新規が179人、23年、24年から数字は大きく変化をしていない、少し伸びてきているのかなというふうに思うんですが、この中の相談の中で、子育て相談と発達支援、児童虐待の件数比率というんですかね、件数がわかれば件数を教えていただきたいんですが、比率でも結構ですがお答えをいただきたいと思います。

●藤原こども課長

平成25年度におけるこども家庭相談センターにおける相談の受理状況でございますが、児童相談件数が177件ということでございます。このうち、虐待に関する相談は41件となっております。その他、女性相談として相談を受けておりますのが683件でございます。このうち、DVに関する相談というのが330件でございます。その他、発達支援相談としましては571件受けております。発達障がい、知的障がい、身体の障がい等に関しての相談を受けておるといような現状でございます。以上でございます。

○西山則夫委員

それぞれ件数をお聞かせいただいたんですが、特に私、児童虐待の関係で、今41件という御報告をされたんですが、これは比較的表に出てなくて、潜在的にいろんなところへ相談をしてみえると思うんですけれども、やはり地域によって、先ほども議論がありましたように、例えば民生委員さん、児童委員さんですか、地域にみえる方との連携というのはどのように図られているのか、そこら辺を少しお聞かせをいただきたいと思います。

●藤原こども課長

児童虐待の防止に向けての取り組みでございますが、私ども、こども家庭相談センターを中心に取り組んでおります。また、伊勢市子ども家庭支援ネットワークを組織しております。こちらのほうには関係機関の方々に御参加をいただいております。その下部組織としまして実務者会議というのを毎月1回、定例で行っております。その中で、民生委員さんも含めて御参加をいただいておりますが、それぞれ把握されておる情報であったりとか、個々のかかわりに関して情報共有、協議をしながら、早期発見、早期対応に努めているところでございます。以上でございます。

○西山則夫委員

民生委員さん、児童委員さんも可能な限り参加をしていただいて、目を光らせていただいているということになるんですが、実は、児童虐待の相談にみえる方が、自分とこの子供虐待で相談に来るというのは、多分少ないのではないかと。周りから言われて、いろいろ相談をされるというのが多いかと思うんですが、今まで、新聞報道等の事案で見ますと、やはり警察への相談というんですかね、DVもそうなんですけども、そういったこともやはり視野に入れて事業をやっていただいて、関係機関というのは警察等も入るのかどうか、そこら辺も少しお教えいただきたいと思います。

●藤原こども課長

申しわけございませんでした。子ども家庭支援ネットワークの構成機関としましては、警察のほうにも参加をしていただいております。その他、社会福祉施設であったりとか学校関係、民生委員さん、人権擁護委員さん等幅広く御参加をいただいておりますという状況でございます。以上でございます。

○西山則夫委員

わかりました。特にこの、先ほども申し上げましたが、ここ3年ほどの推移を見ても件数的にはそう、まあ一生懸命取り組んでいただいているとは判断しますけども、数字が減ってきてないということは、やはり潜在的にはまだまだこういった事案があるのかなというふうに認識をしておるんですが、ぜひね、こういったところは本当に大事なところだと思うんです、行政として。特に市長のほうもそういった意味では、子供が笑えるというような市政づくりをしていきたいということですから、やはり徐々にでもこういった件数が減っていくような取り組みを強化をしていく必要があるのではないかと、このように思っておりますので、ぜひ市長、現段階の見解がありましたらお聞かせいただいて、終わりたいと思います。

●鈴木市長

児童虐待を中心に御質問をいただいたわけですが、正直に、私個人の実感としましては予断を許さない状況であろうことは変わっていないというように感じております。相談件数が減らないという例においては、1人の方もしくは一つの御家庭の中が、例えば中期的に、長期的にずっと御相談されている件数もありまして、それをずばっと一気に解決ができるかという、そう簡単ではないというのが、実感として思っております。

昨日も、児童養護施設のところへ訪問させていただいて、いろいろと話も聞かせていただいたんですが、一つの要因としましては経済的な格差、こういったところが児童虐待につながっていたり、また虐待する保護者の方が幼少期に虐待を受けていたりということで、世代を越えている実情もあろうかというお話を聞かせていただいてまいりました。

こういった点につきましては、先ほど実務者会議、ネットワークのお話をさせていただきましたが、例えば小学校、中学校や幼稚園、保育所、そういったところの現場で、ちょっと問題があるのとちやうかなということを見つけたときは連絡をいただいたり、例えば医師会の方に御協力をいただいて、子供の診察のときに、ちょっとおかしいんとちやうかなということで御報告いただいて、すぐに動ける体制をとっております。

また、課題といたしましては、その児童を保護するときの措置の権限が、三重県にあっては児相との協力が必要だということで、これからまあ、てこを入れてですね、少しでも、子供たちの被害がなくなるように取り組んでまいりたいというように思っております。

◎浜口和久委員長

よろしいですか。

他に御発言はありませんか。

杉村委員。

○杉村定男委員

私もこのこども家庭相談センター事業についてお伺いいたします。大方、西山委員が質問されましたので、私はこの中で、女性の相談件数についてお伺いいたします。23年度が423件、24年度が520件、25年度が683件となっておりまして、対23年度に比較しますと161%の伸びとなっております。まず、その要因についてお伺いしたいと思います。

●藤原こども課長

女性相談の増加の要因でございますが、委員仰せのとおり、平成22年度と比べますと、大変増加しておるような状況でございます。これに関して考えておりますのは、DVに關しての社会の認知度の高まりがあらうかというふうに考えております。以上でございます。

○杉村定男委員

説明はわかったところなんです、この相談員が、この件数で1名というようなことでございますが、それで十分対応されておるという認識はありますか。

●藤原こども課長

こども家庭相談センターにおきまして、女性相談員としては1名の配置となっております。その他、こども課内に母子自立支援員もおります。また、こども家庭相談の、児童相談の担当もございますので、それらが連携をしながら現状相談に応じておるといような状況でございます。以上でございます。

○杉村定男委員

今、ここへ相談にみえる方は、まあ表面上わかるわけですが、まだ隠れた件数もかなりあらうかと思っておりますので、協力体制をしっかりと対応していただきたいと思います。終わります。

（目2 児童措置費）

○楠木宏彦委員

児童入所施設についてですけれども、伊勢市にはこういう施設が二つほどあると思うんですけれども、そこにおります児童の数、それから、その入所までの経緯、そして今後の

見通し、こういったことについてお示しをしていただければと思います。今、児童虐待のことが随分話題になりましたけれども、そういったことも含めて状況はどのようなになっているのか、お知らせください。

●藤原こども課長

現在、伊勢市にございます児童養護施設、2カ所への入所の状況でございますが、虐待等でそういった療護施設への入所の措置といたしますのは、県の児童相談所が措置をしています。それと、伊勢市の子供さんの場合でありましても、他市の養護施設へ措置されるケース等ございます。そういったことから、申しわけございませませんが、現在その伊勢市内の2カ所への入所状況という資料を持ち合わせておりません。大変申しわけございませぬ。

○楠木宏彦委員

わかりました。また後ほど調べさせてもらいたいと思います。

◎浜口和久委員長

楠木委員に申し上げます。数字等は前もって調べておいていただいて、それから質問に移っていただきますようお願いいたします。

他に御発言はありませんか。

辻委員。

○辻 孝記委員

児童措置費ということでお聞かせ願いたいと思います。昨年9月4日に最高裁のほうで、非嫡出子の遺産相続の関係を平等にせないかんということで判決が下りました。そういったことを考えますと、子供に対する平等性、公平性というのが最高裁でも判決として出たのかなというふうに思っております。

先般、予算のときにも黒木議員が質問されておられましたが、私はちょっと、昨年9月4日の最高裁の判決を受けて、伊勢市で何か問題はないかなというふうなことを検討されたかどうか、まずお聞きしたいなというふうに思います。

●藤原こども課長

未婚の母子家庭に対する寡婦控除の件ということでお答えさせていただきます。保育料の算定におきまして、所得税額をもとに保育料を算定しておりますが、所得税法、税法上寡婦控除が適用されないことから、保育料の算定においても控除を適用しておりません。一部の自治体におきまして、寡婦控除をみなし適用しているというところもございます。

本来は国の制度設計の中で検討されるべき、整理されるべきというふうに考えております。今年度の国政への要望としまして、東海市長会に対しまして、伊勢市からも、この保育料の算定において寡婦控除をみなし適用できるよう要望をしておるところでございます。以上でございます。

○辻 孝記委員

私ども公明党の市議団といたしまして、昨年10月4日に、市長にこの件につきまして要望させていただきました。

みなし寡婦控除に関しては、やっぱり子供から見たときには平等であると。それを、子供をみている親に対しての、寡婦に関してもですね、平等にならなければいけないのかなというふうに思って、こういった要望を出させてもらったことがあるわけですが、そういった部分も含めると、伊勢市といたしましても、また近隣では、松阪では保育所の保育料そしてまた公営住宅に関しての寡婦控除のみなし適用をされているというふうなことが言われております。そういったことを伊勢市としてやっぱり、最高裁ではすごい判決、新聞でも1面にどんと出たような判決があったわけですので、伊勢市で、こういう課題では何か問題があるかなということをまず考えていただきたいということと、それから、次の予算に向けてのこれからの考え方というのをまずお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

●藤原こども課長

現在、県内におきましては、私ども、3市で実施しておると伺っております。伊勢市におきましても、委員仰せの平等性の観点からも、適用ということも念頭に置きながら、国への要望とともに市の中での対応の可否について検討をしております。国の制度上、現在は寡婦控除のみなし適用ができないこととなっておりますことから、国の制度上の対応と、市の保育料算定においての、二重の管理ということからも、システム上の問題もございまして、そのあたりを対応できないかというところに関して検討を進めておる最中でございます。

○辻 孝記委員

最後にしますが、なぜこんなことを聞くかというと、まず制度をつくらないと、なかなか非婚の方の子供等ですね、そういった関係、みなし寡婦控除を受けなければいけないという方がもしみえたとしても、制度がないと申し出ることもできない、そういう状態がありますので、まず制度をつくるのが大事で、それで該当する方々、これが何人みえるか私もわかりません。この方々が申請しやすいような形をつくるべきであるというふうに考えておりますので、その点しっかりと検討されるようお願いしたいと思いますが、どうですか。

●藤原こども課長

伊勢市におきまして寡婦控除のみなし適用をする際には、そういったことの周知も十分してまいりたいと思います。まずは、伊勢市において対応ができるかどうかというところと、やはりその制度全体として、国のほう、全国同じ考えがなされるべきことであるとも考えておりますので、引き続き国への要望もしてまいりたいと考えております。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）目2児童措置費の審査を終わります。

審査の途中ですが、昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1 時00分

◎浜口和久委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、目 3 父母子福祉費について御審査願います。

（目 3 父母子福祉費） 発言なし

（目 4 児童福祉施設費）

○楠木宏彦委員

休日保育事業とそれから一時保育事業について質問させていただきます。

まず、一時保育事業なんですけれども、これ公立ではきらら館、小俣子育て支援センターそれから、しごうこども園で行っていると、私立では修道こども園も行っているというトータルで1,725、1 日がですね、それから半日利用が813人ですか、というふうになっているんですけれども、この数は需要を十分満たしていると考えられますでしょうか。その辺について。

●藤原こども課長

一時保育の利用に関してですが、それぞれの施設に対しましてお申し込みをいただいて御利用いただいております。その御希望された日あるいは施設によりまして受け入れの状況が異なっております。利用が、希望が多い日に関しましては、申し込みをお断りさせていただいておるような現状もございます。以上でございます。

○楠木宏彦委員

それから休日保育事業、これは保育所に入所している児童を休日に保育しているということで、朝の 7 時半から夕方 6 時までというふうになっておりますが、それから私立のなかよし、こちらでも休日保育をやっておりますけれども、これは、なかよしの子供だけに限定しているということなんです、これトータルで、きららのほうが176人ですか、なかよしのほうが76人利用されていると思うんですけれども、これについても、先ほどと同じ質問、需要を十分に満たしておるのかどうかお伺いしたいと思います。

●藤原こども課長

休日保育につきましては、保育所きらら館におきましては、なかよし保育所を除く市内の保育所に入所している方を対象としております。現状としまして、休日保育のほうはニーズに対応できているというふうに認識しております。以上でございます。

○楠木宏彦委員

そして料金の件なんですけれども、これ、それぞれ料金を徴収していると思うんですけれども、通常、保育料というのは前年度の所得税額に連動して決められているようなんですけれども、こちらはどのようになっているのでしょうか。

●藤原こども課長

休日保育及び一時保育の利用料金に関しましては、年齢によりまして保育料を定めております。休日保育料に関しましては、3歳未満児に関しまして1日3,000円、3歳以上児につきましては1日2,500円となっております。

一時保育につきましては、こちらでも年齢によって料金を設定をしております。ゼロから2歳児に関しましては2,500円、3歳児に関しましては1,800円、4歳以上に関しては1,600円としております。なお半日利用については、その2分の1の額としております。以上でございます。

○楠木宏彦委員

これ、一時保育については十分にまだ対応できていないということですので、子育て支援という点で非常に重要な事業ですので、さらに拡充もしていただいて支援をしていただきたいと。

それから広報ですね。これも大事だと思いますので、それもよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

西山委員。

○西山則夫委員

この項の、臨時保育士等経費について御質問させていただきます。成果報告書のところにも、臨時保育士等経費で、それぞれ市立保育所に勤務をされる正規職員、臨時、嘱託の方々の数字が出ておるわけでございますが、今ここに、成果表の中に出ていますのは臨時、嘱託の方々の数字でございまして、全体的にこれにかかる正規職員の方の人数は出ると思うので、まず正規職員のほうからお聞きをしたいと思います。

●藤原こども課長

公立保育所の保育士の数でございしますが、正規職員、所長、主任を含め、今年度9月1日現在ですが105人となっております。

○西山則夫委員

少し、4月から数字が変わってきとるように思いますが、そこはおいておきますが、実は私も近所にきららがございまして、この夏祭りに、少しどんなもんかなと思って見に行きました。大変小さいお子さんで、保護者の皆さんも、お父さんお母さんも一緒になって

夏祭りを楽しんでおったんですが、夏祭りですからそういう保護者の方がみえるのは当然かも知れませんが、ああいう子供たちを正規職員の皆さんあるいは臨時、嘱託の皆さんが日常、子守をしておるのは本当に大変だな、保護者の方がおっても、もうあっちへ行ったりこっちへ行ったり動き回って大変だなということを思いまして、そこで勤務をしていたいただいている皆さんは大変な御苦勞をいただいているなというのを、いつとき感じました。

それで、今、正規職員と非正規職員の人数の割合を比べてみますと、もう同等か、所によっては、あるいは園によっては、同等か、逆に臨時、嘱託さん、嘱託保育士のほうが多いという現場もあるやに聞いておるんですが、その実態をどのように把握されておりますか。

●藤原こども課長

保育所における正規職員と嘱託職員でございますが、所長、主任を含めますと正規の率が全体で44.3%となっております。2分の1を超える職員が嘱託職員というふうになっております。以上でございます。

○西山則夫委員

今、生の数字をいただいたんですが、以前の予算委員会にも若干出ておったように思うんですが、こういった形でずっとこの間、行財政改革のこともあるんだろうと思うんですが、嘱託、臨時職員さんを採用して、運営に当たってこざるを得なかったということに尽きると思うんですけど、やはり、こういった形が本当に望ましいというようにお考えかどうか、少しお聞かせをいただきたいと思います。

●藤原こども課長

保育所における保育士の嘱託職員としての配置でございますが、保育所におきましては児童数に応じて職員を配置、保育士を配置することとなります。その児童数というのは年によって変動するものであるということもございます。あるいは、障がい等をお持ちで加配という形で保育士を配置する必要が生じる年度もございます。そういった流動的なこともあることから、嘱託職員を配置しておるところですが、保育士という資格をお持ちの方でございまして、そういった知識、技能をお持ちの方の配置ということで、安全な保育ができておるというふうに考えております。以上でございます。

○西山則夫委員

お答えを聞かせていただいたんですが、以前にも御指摘をさせていただいた記憶があるんですが、保育士資格をすべて持っている方が臨時、嘱託として勤務をされているということで理解させていただいてよろしいですか。

●藤原こども課長

保育士としましての配置に関しましてはすべて資格を持った方でございますが、一部、障がいをお持ちのお子さんをサポートするという役割を、資格を持っていない保育補助員の方に担っていただいております。以上でございます。

○西山則夫委員

補助員というのは、障がいを持ったお子さんだけではなく、一般的にも補助作業として従事をされているというふうにも聞いておるんですが、そこはしてないということですか。障がいを持ったお子さんだけの補助ということで、今言われたように思うんですが、そこら辺はどうなんですか。

●藤原こども課長

保育補助員につきましては、あくまでも配置としましては、障がいをお持ちのお子さんのサポートという役割を担っていただいております。その中で、例えばそのお子さんが欠席をされておるときであるとか、登園されていない時間帯においては、他のクラスの補助を行っていただいている場合もございます。以上でございます。

○西山則夫委員

冒頭、きららのことを申し上げましたが、実はこの、子供たちを保育所の中でお守りをする、対応するということの大変さというのがあるように思うんですけれども、やはり、これはあつてはならんことなんですけれども、やっぱり子供のことから、小さなお子さんのことから、安全な保育所運営というのは本当に大切だと思うんですね。

そういった場合に、あつてはならんことですが、例えば事故が起こったときに、その非正規の方々が面倒見とったとかそういったことになってね、やはりその責任所在が問われるということにはならないのですかね。

●藤原こども課長

万が一、保育所におきまして事故が発生した場合に関しましては、責任は私どもにあるということにございます。その保育を行っていた者がどういった者かということではなくて、責任の所在というのは私どもであるというふうに考えております。

保育補助員の配置に関しましては、それでいいというふうに考えていることではなく、資格を持った保育士が十分に充足できない場合の対応というふうな形で今現在、配置をさせていただいておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○西山則夫委員

そういう責任所在は当然生まれてくると思うんですが、やはり事案が起こったときには、なかなか、その最後の責任所在っていうよりも、現場に突き詰められることが多いわけですから、そのこのとこをきちっと整理をしていく必要があるというように私は思ってます。

冒頭お答えいただきましたように、入ってくる子供たちの人数によって、いろいろ手を入れていかなくはならんということは理解できるんですが、私言いましたように、正規と非正規の職員がもう逆転しているっていうのはね、運営が本当にいいのかどうかというのをね、この前の予算特別委員会でも少し意見が出とったんですよね。そういったところをもう一度お答えください。

●藤原こども課長

委員仰せのとおり、正規職員という中で、そういった身分から、研修であるとか長年の経験を積んでいくという部分で、そういったことを考えますと正規職員であることが望ましいとは考えております。ただ、子供の人数が流動的であるということもございますので、全てを正規職員での配置ということは困難と考えております。以上でございます。

○西山則夫委員

子供の人数が流動的であるというのは、年度途中でいろいろ変わってくるのならともかく、年度当初からこういったものは、こういったお子さんが入ってくるということはもう把握できるわけです。そして前年度から、あるいは前々年度から人数というのは、まあそんなにたくさんやめていくとかいうことはないと思うんです。そういう人数把握というんですかね、把握というのはきちっとできるわけですね、言えば。それが流動的であるというのは、それは年度の途中でやめられたらこれはわかりませんよ。しかし、ずっと経年的に踏まえてくれば、そういう人数はわかるわけですから、そのことに対して、嘱託、臨時を採用するという理屈づけには、私はならんように思っていますがどうでしょうか。

●藤原こども課長

大変申しわけございません。流動的と言うと、年度途中の入所もそうでございますが、年度によって人数も変動しておることから、必要となる保育士数も変わってくるということでお話をさせていただきました。

確かに、正規職員の配置ということに関しましては、繰り返しになりますが、嘱託という不安定な中での雇用と違って、安定して保育を行っていくということが可能とは考えておりますので、退職の補充であるとかそういった部分で適正に配置できるように努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○西山則夫委員

答弁は少し苦しい答弁だったように思うんですけども、やっぱり一生懸命お子さんの面倒を、それぞれの正規やろが嘱託やろが臨時やろが、みんな一生懸命やっていたいているというふうに私は理解をするんです。しかし、今おっしゃられたように、安定的に雇用とかね、そういうことは本当に非正規の方はある意味では少し待遇面でも悪かったりするところもあるんです。しかしながら一所懸命やっていたいているというのは、私は理解をしているつもりなんですけども、やはりこれから問題になってくると思うんですけども、今これから議論されようとしている、保育所と幼稚園の問題ですね、そういったことを含めて考えていきますと、かなりこういったところへメスを入れていかないと、いつまでも非正規の職員、非正規の方で運営を、半分がなっとるわけですね。44.3%が正規職員ですから、半分以上がもう非正規の皆さんにお願いをしとるところになってきておるので、そこら辺を今後やっていくと、今少しメスを加えていかないとあかんのかなと、こう今年度の25年度の人数を見てそう思いましたので、私からの意見として申し上げておきたいと思います。終わります。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

上田副委員長。

○上田修一副委員長

それでは私のほうも1点、一時保育事業ということで、楠木さんにかぶらないような形で質問させていただきたいと思います。これは、保護者の傷病、入院、災害、事故、育児疲れというような形で、保育所に入所していない児童に一時的に保育を行うという形で、先ほど楠木さんが人数を言っていて、場所も言っていました。その中で、ここに一時保育されて来た方は恐らく当日される、以前からされている方もあろうかと思うんですが、当日される方があろうと思います。そのときに、先ほどの答弁では、断る方もあるということですが、そのときはどのような対応をとるのか、先にお聞きしたいと思います。

●藤原こども課長

一時保育に関しまして、希望をいただきましても受け入れができなかった場合でございますが、その希望された施設におきまして、他の施設を御案内をさせていただいております。以上でございます。

○上田修一副委員長

他の施設に紹介しとるという形でございますけども、そこに来た保護者はですね、やっぱり他の施設には非常に遠いとか、都合が悪いという形でそこに来られるわけです。そこで、あの園へ行ってもらったらどう、というふうに恐らく言われると思うんですけど、その園とのタイアップ、本当に行ってあいているんかどうかということまでされてますか。

●藤原こども課長

希望された施設での受け入れが困難な場合に、他の施設を御案内させていただいておりますが、その最初に申し込みを受けた施設が、その他の施設で利用が可能かどうかであるとか、そういった利用の調整を行うといったところまでは、現在のところ対応しておりません。以上でございます。

○上田修一副委員長

再度、お尋ねをしますけども、そういう方がそちらに行っても断られて、断られてと4カ所行けば終わりますけど、そういう対応をされたことについての苦情はなかったですか。

●藤原こども課長

大変、一時保育のニーズも高くございまして、まず私ども、その希望された日、施設ですべて対応ができているという状況ではないということは認識をしております。何カ所かに足を運ばれて、すべて断られたといったところの数字に関しては、現在把握をして

いおりません。以上でございます。

○上田修一副委員長

わかりました。行政のほうでは、そういう把握はデータ的には持っていないということでございます。そのときにですね、やっぱり大きな形で考えていただきたいなと思うのは、やっぱり、施設をずっと転々として最後に結果が出るっていうことじゃなくて、そういう、例えば一時保育はこういう場所に設置されてます。ですから現実使ってください。同時に、今ここがあいてますという、瞬時に把握できるようなシステムというのは考えられないんですか。

●藤原こども課長

一時保育の利用状況につきまして、インターネットであるとか携帯電話を通して空き状況を確認ができればということかと思いますが、一時保育の利用に関しましては、利用申し込みのあった後、キャンセルも大変多く出たりします。その都度、キャンセルで受け入れが可能となれば、またお断りした方に御案内をさせていただいたりとかしておりますが、なかなかそのリアルタイムで空き状況を情報提供していくということに関しましては、それに職員がずっとかかっておらなければならないというようなことにもなりかねないのかなと考えております。今後、研究をしてまいりたいと思います。

○上田修一副委員長

最後にしますけど、こういう預けられるお母さん、お子さんをお持ちの保護者の方は、病院、小児科とかいろいろなところには、そのことがきちっとされているようなシステムが組まれてます。というのは、子供の病気が起きたときに、どこどこの病院に何時予約と、ポンと入れれば瞬時に、何時に予約がということで返ってくるというシステムができてるんです。だから、やっぱり先ほど言われたように、職員のそういう負担が云々じゃなくて、そういうシステムを組むということだけすれば、あとは瞬時にできるということであると思いますので、そういうお考えはないか、責任者の方すいませんお願いします。

●鈴木健康福祉部長

電子システムの予約システム的な話でございますけども、先ほど課長申し上げましたように、例えば、その日のうちに急にキャンセルになったりとか、そういった急な変更もございますので、それに対応できるようなシステムが可能なんかどうなんか、そこら辺についてはちょっと研究課題とさせていただきたいというふうに考えています。以上でございます。

(目 5 児童館費) 発言なし

《項 4 生活保護費》 項一括

○辻 孝記委員

生活保護費のところでお聞きしたいと思います。生活保護の方々が少しずつふえているというふうに理解をしておりますが、全国的にも、扶助費の関係とか生活保護の方々がふえているというふうに伺っております。伊勢市の状況としてはこの近年、どのような推移をされているのか、まずお聞きしたいと思います。

●濱口生活支援課長

辻委員の質問にお答えします。生活保護については、近年ふえ続けておる状況ではありましたが、去年の間で最高の1,006世帯を機に、11月ですが1,307人、それから以降は少しずつ微減している状況です。以上です。

○辻 孝記委員

わかりました。生活保護の方が少しずつ減っていくということは、喜ばしいお話でありまして、生活保護に陥る方々、考えますとですね、その陥ることのないように方策を練らないかんというふうに私は思うんですが、その辺の方策というのは何か考えておられますか。

●濱口生活支援課長

生活保護は最終の制度ということでさせていただいてはおるんですが、それに対して、27年4月から生活困窮者の法律ができました。それに対して、今、26年度についてはモデル的に事業を推進させていただいてまして、27年度に向けた事業体制を今検討をさせていただくとところです。以上です。

○辻 孝記委員

わかりました。確かに、26年度、ことしから、これはNPO法人のコンビニネットさんのほうで、いろいろとやられているということで伺っておりますが、これは、就労支援という形ですね、生活困窮者の生活支援という形と伺っております。以前、新聞に載っておりますが、ちょっとなかなかうまく行ってないようなお話も伺いました。

私、思うにですね、この生活保護世帯まで行ってしまうと大変なことになりますので、それ以前の取り組みとして、さまざまな先進地等がございます。その辺のところを、例えば滋賀県の野洲市であるとか、山梨県のフードバンク山梨とか、そういった形のところも見ていただくと、しっかりと、生活が苦しいという方が役所に見えても本当にワンストップで全体を見ていただけるような、野洲方式であったりとか、もう、きょうあす食べる物がないという形の方々が、その場をまず、しのぐために、フードバンクのところでお願いをして、その半月、1カ月というものを生活できるような形をつくっていただいているような、そういったシステムを構築されておられます。そういったところというのは、今まで検討されてきたのかどうかだけお聞きしたいと思います。

●濱口生活支援課長

生活支援の自立相談支援の事業ということでさせていただいておりますところで、このモデル事業の間については、生活保護の相談と生活困窮者の相談と兼ねてさせていただ

ております。その中で、生活保護に至る方については保護の制度で乗っかっていただくという形にはなるんですけれども、相談の途中の方についても、保護のほうか、生活困窮状態で生活保護に至らないかというところを見計らって、相談をさせていただいておるのが現状です。

ただ、フードバンク的な事業については、まだこれからちょっと研究させていただく必要があるのかなと思っております。現在は学習支援と就労の準備支援ということでさせていただいてるのが現状です。以上です。

○辻 孝記委員

わかりました。この辺のところをしっかりと研究もしていただきながら、決算ですからこれ以上は聞きませんけども、しっかりと来年度予算に反映できるような形のことを考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

《項5 人権政策費》 項一括

○鈴木豊司委員

ここで、地区集会所につきましてお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。現在、市内に六つの地区集会所があるということで、条例で確認をさせていただきましたんですが、その経費が、(1) 番の集会所管理運営事業というふうに思うんですが、こちらの内訳、内容ですね、事細かには要りませんが、どこの施設でどんなものに使っておるか、それだけ教えてください。

●西川人権政策課長

ただいま、委員御指摘のとおり、市内には6カ所の集会所がございまして、そのうち現在使用していないものもございます。ですので、どこに幾らというような内訳はしてございせんけれども、日々のプロパンガス代とか電気代、ガス、水道料金、こういったものに使わせていただいております。

あと、浄化槽の点検手数料とか浄化槽の維持管理手数料、こういったものを使わせていただいております。それと、細かな修繕が出た場合の修繕工事費、こういったものに経費を使わせていただいております。

ちなみに昨年度の決算の357万8,000円なにかしの中の大半は、この修繕工事のほうに177万円ほど使わせていただいております。以上でございます。

○鈴木豊司委員

決算で357万あがっておるんですが、これにつきましては、この市内の六つの地区集会所それぞれすべて経費がかかるとという理解でよろしいですか。

●西川人権政策課長

基本的な電気使用量、こういったものもございますので、6カ所ともかかってございます。以上でございます。

○鈴木豊司委員

私、よその状況はちょっとわかりかねるんですが、竹ヶ鼻の地区集会所ですね、現在見てみますと、まったく使用をされてないような状況ではないのかなというふうに思うんです。公共施設のマネジメントということもありまして、使っていなければ、そういう当然、地域の皆さんとも相談は必要かと思うんですが、整理をするとか、またほかの、転用ですね、ほかのところで利用するとか、そういう有効的に活用すべきやないかと思っておるんですが、その点いかがですか。

●西川人権政策課長

竹ヶ鼻集会所の外に街路灯がございまして、それに電気を使っているような経緯もございまして、今、鈴木委員御指摘のとおり、竹ヶ鼻集会所は今、開店休業のような状態でございます。ですので、また地域の皆様方とか関係の方々と御相談申し上げまして、今後の活用方法について、廃止も含めて検討していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○鈴木豊司委員

ぜひそうお願いしたいと思います。

それとですね、この地区集会所の地区っていう意味なんですけど、せんだっての本会議でも一般質問、同和行政につきまして質問があったかと思うんですが、これ、地区指定の意味の地区なんですね。

●西川人権政策課長

委員御指摘のとおりだと思います。

○鈴木豊司委員

そういうことであれば、同和地区の地区指定というのはもう今現在ありませんので、その辺も早急に改めていただきたいなと思うこととですね、あと、今、竹ヶ鼻の例をあげましたですけど、市内6カ所のうち、そういうところがあれば、また一緒に検討もしていただければというふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。以上で終わります。

《項6 国民年金事務費》 項一括 発言なし

【款4 衛生費】《項1 保健衛生費》（目1 保健衛生総務費）

○世古 明委員

ここで、エコエネルギー普及促進事業の中のエコドライブ普及推進事業について、ちょっと確認をさせてください。今回、充電器を2基設置したということですが、この2基を設置したことによって、伊勢市内の設置状況について教えていただけますでしょうか。

●出口環境課長

伊勢市内での設置状況でございますけれども、13カ所で、急速充電器は7台、普通充電器は12台設置をしている状況でございます。以上でございます。

○世古 明委員

ありがとうございます。ここでは、ガイド誌を作成して設置を促進するということで行われていますけど、ガイド誌を作成して配布したことによって、今後の動向というのはどんな状況か、わかれば教えてください。

●出口環境課長

今、県、国のほうで補助が出ておりまして、状況でございますけれども、今後、市内の中で急速充電器が10台ほど、普通充電器も7台ほど設置をされる予定でございます。以上でございます。

○世古 明委員

ありがとうございます。まあ、設置状況は進んでいるということだと思いますけど、この庁舎の2台の、今の利用状況について教えていただけないでしょうか。

●出口環境課長

4月1日から急速充電器の設置をさせていただきました。今のところ45回ほどの件数で充電をしていただいています。以上でございます。

○世古 明委員

45回ということで、それが多いのか少ないのかというのは、こちらがやっても、それだけ使っている車が少なければ多くはならないと思いますけど、料金について、ここは300円と聞いておりますけど、市内の、先ほど設置状況を教えていただきましたけど、利用料金についてはどれぐらい、統一なのか、違いがあるのか教えてください。

●出口環境課長

利用料金でございますけれども、先ほど委員仰せのとおり、市役所では1回300円ちょうどいたしております。あと、事業所いろいろございまして、均一化、統一化をされていない現状でございます。以上でございます。

○世古 明委員

その辺、やはりちょっと差があるのかと思いますし、車はどれぐらい皆さんが乗っているかわかりませんが、観光情報の中に充電器の設置とかも載せていって、観光客の方も使えるよう周知を図ったほうがいいと思いますし、以前、松本市へ行かせていただいたんですけど、あそこも観光のマップかなにかに充電器の設置場所が書いてありました。

やはり多くの観光客が伊勢に訪れますけど、中部、近畿圏からみえるときに、やはり距

離数とそちらの燃料の関係を心配すると思うんですが、その辺のPRについてはどうお考えでしょうか。

●出口環境課長

委員仰せのとおり、マップ等が作成されれば一番いいんですけど、その辺につきましては、この協議会を設置させていただいておりますので、その中で協議させていただいて、充電器の設置についても広報していきたいと考えております。以上でございます。

○世古 明委員

ありがとうございます。充電器の普及につながるように、また、していただきたいと思います。その充電器のことについては以上で終わらせてもらいますけど、ここにエコドライブ講習会というのが書かれております。参加人数等も書かれておりまして、予算的にはあまり多くの費用は使っていないわけですけど、趣旨からして、普及促進というかPRをするという点では人数的に少ないような感じもしますが、その辺いかがでしょうか。

●出口環境課長

これは、平成24年に策定させていただきました伊勢市地球温暖化防止実行計画の中におきまして、歩くまち・クリーン自動車のまちという中で、エコドライブという形の普及活動をしていくという形で、取り組みさせていただいています。委員仰せのとおり、回数につきましては、今、職員向けと市民向けの計4回を実施させていただいているところでございますけども、今後その動向を踏まえながら回数についても検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○世古 明委員

ありがとうございます。講習会、単独でやるのも一つの方法だと思いますけど、いろんな環境に関する行事等ありますので、そこら辺ともタイアップをしながら、今後していただければと思います。終わります。

（目2 保健センター費）

○北村 勝委員

保健センター費の5番目の、健康づくり事業の食生活改善推進事業で少しお伺いしたいと思います。事務の概要書の307ページに載ってるんですけども、健康づくりの基本になる日常の食生活を適正なものにするため、特に食生活改善推進ということで、病気を未然に防ぐということで非常に大事な事かなというふうに思います。

そして、そこにセミナー、講習会等の回数をあげていただいて、166回、2,826という数字で、そのほかにも講習会ともセミナーとも違う部署でも推進事業はあるんですけども、まず、私らがすごく大事な事やなと思いつつ、希望的観測としてはもう少し人数が、受講者がふえるといいなというふうに思うんですけども、そこら辺ちょっとどう考えるか、教えていただきたいと思っております。

●岩佐健康課長

生活習慣病の予防ということで、食生活の部分が運動とともに大事なものと認識しております。こちらの食生活改善推進事業のほうですが、これは伊勢市の食生活改善推進協議会、そちらのほうへ委託して、していただいている部分と、あと、その食生活改善推進員さんを養成する、健康課のほうで養成しているものが入っております。

それ以外で、健康文化都市推進事業のほうで食生活と運動というのを重点事業としまして、食生活の部分でも、健康課のほうでの啓発、調理実習等をさせていただいているところでございます。以上です。

○北村 勝委員

ありがとうございます。そういった養成も含めて頑張ってもらっているということで、そしたら、人数的にもう少し、当然普及が広がるということになれば、もっと、なおいかなということ、今現状は、これからどういうふうにとらえていただけるか、またそういった普及をふやす、もし仮に改善点とか、そういったことを考えてみえたら、教えていただきたいなと思います。

●岩佐健康課長

食生活改善推進協議会さんとともに、食生活というところで、家庭での主婦の方が取り組みをしていただくというところで、健康のレシピを市内のいろんなところに置いて、それを活用していただいたりということもやっております。そういうレシピを設置する場所を今後も拡大していったりとか、あと男性の料理でありましたりとか、1人分の食生活であったりとか、いろんな生活のスタイルがありますので、さまざまな形で食生活の部分で啓発をしていきたい、充実、強化していきたいというふうに考えております。

○北村 勝委員

そういった取り組みをされているので、この数字ではわからないところもいっぱいあるということで考えさせていただいて、そういった活動が、普及が広がるように期待します。またよろしくお願いします。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

中村委員。

○中村豊治委員

健康づくり事業について質問させていただきたいと思います。特に、当市の健康づくり事業につきましては概要書にもありますように、平成18年7月からスタートしたと。健康づくり指針、さらには伊勢市の健康増進計画を立てまして、本年で9年を迎えるわけです。この間、大変、健康課の皆さんを含めて、熱心に取り組んでおられるということについては評価をさせていただきたいというぐあいに思います。

平成27年が、ちょうど10年を迎えると、こういうことで、この健康づくり事業につきましても平成27年度が最終年度となるわけでありましたが、特にここで健康文化都市推進事業とこの食生活の改善推進事業、先ほど説明がありましたように、生活習慣病を中心に、この件については取り組んできた、こういうようなことで理解をさせていただいておるわけでありましたが、この平成25年度の概要書を見てみますと、この事業への参加者が7ポイントほど人員がアップをしてきておると、平成24年度から比較をいたしましてですね。つまり、伊勢市民の健康づくりへの関心がさらに高まってきておるといふぐあいに、この数字上からは判断できるわけでありまして。

そこで、1点目、確認させていただきたいのは、この伊勢市の健康増進計画に基づきまして、今、お話がありましたように、さまざまな啓発事業、さらには各所にレシピを発行して食生活に対する改善事業、地域の住民の自主的な活動の支援等々を行ったということがこの概要書に書かれておるわけでありまして、実際にどのような活動がですね、具体的にどうなんやということは少しわかりにくい部分がありますので、もう一度わかりやすく説明をお願いしたいというぐあいに思います。

●岩佐健康課長

まず、市民の方に健康づくりへの取り組みをしていただいているというところで、毎月11日の健康の日、また毎年7月に健康文化週間ということで啓発をしておりますが、生活習慣病の予防というところで食生活と運動を重点事業としまして、運動の部分では、まず市民の健康意識調査の中で、運動への取り組みをしていない方が何からまず取り組むのがやりすいかということをお伺いしたときに、ウォーキングというお答えが1番多かったもので、それでウォーキングの推進、まずウォーキングをきっかけとして運動習慣を身につけていただくというところでウォーキングを、それから食生活のところでは、バランスのとれた食生活というところを中心に啓発を進めているところでございます。以上です。

○中村豊治委員

今、説明いただいたわけでありまして、このウォーキングさらには食生活の問題を中心に取り組んでおるといふようなことなんでしょうけれども、実は平成23年3月に、この健康づくり指針の中間報告がされたわけでありまして。そこで気になりますのが、やっぱり、2,000名の方にこの中間報告を一応アンケートをとられたと。回収率が42%であったというように報告書に書かれておるんでしょうけれども、なんとですね、この健康づくりの啓発の認知度について81.3%の方が知らない、というように回答が返ってきておるわけでありまして。

つまり、イベントに参加した方が1.7%やと。非常に、冒頭申し上げた、数字的にはだんだん感心が高まってきておるといふようなことなんでしょうけれども、非常にそういう意味では、実際にこの平成23年に中間のまとめをやりながら、それ以降、やっぱり、そういう認知度が1.7%であるということで非常に低いと、こういう状況の中でですね、この中間報告につきましては、健康づくり活動の指針とそれから事業の見返りというように、二つの目的でやられておるんでしょうけれども、それ以降はですね、どのような変化があったのか、少し整理されておれば教えていただきたいと思います。

●岩佐健康課長

中間評価の以降でございますが、やはりその認知度が低いというところが大きな課題だと認識しておりまして、それ以降、市の広報のほうで、ウォーキングコースまたレシピのほうを載せさせていただいてということで、よりたくさんの人に見ていただくような機会として設置をしております。

やはり健康課のほうに来ていただく方は関心がある方ばかりが中心となりますので、子供さんの健診で来ていただいた保護者の方に、そういう場を使って啓発のほうを進めて、たくさんの人ということ意識して取り組んでおります。以上です。

○中村豊治委員

多分まだデータはとってないと思うんですけども、その認知度をですね、やっぱり市民の方に知っていただくということが、非常に私はこの事業については大事なことであるというぐあいに思うんですけども、実際に、市民の方が知らないという方が非常に多い中でですね、熱心に健康課のほうで取り組んでおられるということに対して、もう少しやっぱり市民の方にPRをしていただいて、こちらへ来てくださいよというようなことで活動を広げていただくと、これがこれからの取り組みではないかというぐあいに思います。

そこで、あと確認をさせていただきたいのは、この事業の取り組みの中で、食生活の改善推進事業と、さらにはこの食育推進計画、これとの整合性はどういうふうな形で理解すればいいわけですか。

●岩佐健康課長

食育の計画につきましては、伊勢市の食生活にかかわる、食育にかかわるところが教育委員会、農林、こども課等々が網羅して食育という形で計画をしているものでございます。健康課の中でやっております食生活に関する事業というものが食育推進計画の中に盛り込まれているという形となっております。以上です。

○中村豊治委員

つまり両方を、事業をドッキングさせて取り組んでおられるということで、よろしいわけですね。そういうことで、できたら、そういうような活動をさらにレベルアップしていただきたいというぐあいに思うんですけども。

最後に確認をさせていただきたいのは、この伊勢市の健康づくり指針、先ほど申し上げましたように、平成27年がもうこれが10年を迎えるわけですね。やっぱり心配するのは、これからのこの健康づくり指針、健康文化都市を宣言した中で、実際にこれからあとの10年間についてはどのような形で進めていくのか。まずこの9年やられてきた中での総括をやりながら、これからのやっぱりこの健康づくり指針についてどうしていくんかですね、少し、考えがあれば示していただきたいというぐあいに思います。

●岩佐健康課長

第2次の計画につきましては今年度調査を実施し、来年度にかけまして第2次計画、10

年間の計画を策定していきたいと思っております。第1次の計画の中での課題を含めまして、やはり生活習慣病対策っていうものが中心になってこようかと思いますが、計画のほうを策定していきたいというふうに考えております。以上です。

○中村豊治委員

特にこの中間の中で、健康づくり活動の見返り、振り返って、どういうことがよかったんや、どういうことが悪かったんやという部分とですね、それから見直すという部分があるわけですね。項目の中で。それを具体的に、ことしから来年にかけて整理をして、第2次のこの健康づくり指針というものをを出していくと、こういうような形でよろしいわけですね。わかりました。終わります。

(目3 予防費)

○鈴木豊司委員

ここで、子宮頸がん予防ワクチンにつきましてお尋ねをさせていただきたいと思えます。私は国の対応も含めて、なにかもう矛盾を感じるというか納得できないというような状況ですもんで、一度お尋ねをさせていただくんですが、伊勢市におきましては、他市に先駆け平成22年度から予防ワクチンの接種を市単独事業で行ってきておりますよね。

そのあと、25年6月には厚労省の勧告がありまして、その内容につきましては、副反応を懸念する立場から子宮頸がん予防ワクチンの接種は積極的には進めない。それで、接種を設ける場合には有効性とリスクを理解した上で受けてくださいというような勧告であります。

伊勢市も同じような対応をとられておると思うんですが、伊勢市の予防ワクチンの接種の状況を前もって聞かせていただきましたんですが、これ延べ人員になるんですけど22年度が3,837それから23年が3,256、24年が1,664、25年に至りましては延べ180人という状況にございます。

せんだって私、テレビで見たんですが、この予防接種との因果関係はわからないということではながらも、記憶障がい副反応を起こされました女の子の報道がございました。その女の子につきましては至って明るく振舞っておられたんですけど、伊勢市におきまして、これまでに副反応が起こったケースがあるんかどうか、その辺をまずお聞かせをください。

●川端健康課副参事

鈴木委員の質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。子宮頸がんのワクチン接種に伴う副反応報告につきましては、委員仰せのように、マスコミ等でも種々報道されておるところでございます。こんな中で、全国では厚労省のほうへ副反応報告ということで、26年3月末になりますけれども約2,500件、報告があがっておるようです。現状では、伊勢市においては副反応報告はないというふうに伺っておるところでございます。以上です。

○鈴木豊司委員

伊勢市にはないということで喜ばせてもらっていいものかどうか、ちょっとその辺はわからんですけど。接種に際して、有効性とリスクを理解せよということなんですが、今の伊勢市の考え方というのをもう一度確認をさせていただきたいと思います。

●川端健康課副参事

接種に関しましては、先ほど経過等を委員のほうから報告をいただきました。22年8月に市単独事業、それから23年2月から25年3月まで国の緊急促進事業、また25年4月からは定期接種化というふうな形になっております。

予防接種法の中におきましては、市町村長は区域内に居住する者であって政令で定めるものに対して、期日または期間を指定して予防接種を行わなければならないというふうな市町村の役割が規定をされております。これに基づきまして、先ほども委員のほうから御紹介ありましたけれども、25年6月の厚労省の勧告によって、現在ではこの子宮頸がんの積極的な勧奨という部分が行っておらないわけなんですけれども、定期接種の中止ということではございませんので、対象者に対して、ワクチンの有効性またリスクを御説明して、理解いただく中で、希望者が接種ができるようにということで、接種機会の確保は行っていきたいというふうに思っております。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。この副反応によります健康被害に対しましては法的な救済措置があるというふうに伺っておるんですけど、この場合に、万が一そういう事態が起こった場合の責任の所在というんですか、それはどちらにあるんでしょうか。

●川端健康課副参事

責任の所在という部分でございます。ワクチンの有効性ととともにリスクの部分も御説明させていただく中で、保護者の同意に基づいて接種をさせていただいておるという状況でございます。このような中で、もし予防接種によりまして健康被害が発生した場合には、接種に係るその過失の有無という部分にかかわらずに、迅速に救済するための制度という部分がございます。定期接種化後には、予防接種法によります予防接種健康被害救済制度という部分が設けられております。これに基づきまして、健康被害が接種によるものであるということで、厚生労働大臣のほうで認定をしたときには、市から給付するという形になってこようかなと思いますけれども、国のほうが2分の1、県のほうが4分の1、それから市の方が4分の1の負担割合に基づいて、責任を担うという方向かなというふうに考えております。以上でございます。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。その救済制度の中で円満に解決ができればいいのかなというように思うのですが、なかなか難しいのかなというふうにも思っています。

平成23年の議事録の中に、事業スタートの年の接種の状況の記載がございました。それによりますと、25年度におきましては、接種者が、実人員ですね、それが1,829人で接種

率が70.2%ということでありましたので、これをもとに今年度、25年度をはじめとしてみますと、接種者が延べ90人程度、それから接種率は3%程度というようなことで推測ができると思います。

そのような状況の中で、いつまでもこのようなあいまいな行政を続けていくのはどうかというふうに思いますし、早期に方向性を確立もする必要があるのかなというふうに思っています。一つの行政体でその判断はできかねると思うんですが、国への働きかけも含めて、そのあたりの所見をお聞かせいただきたいと思いますと思うんですが。

●川端健康課副参事

鈴木委員の御質問にお答えをさせていただきたいというふうに思いますが、いつまで続けるのかという部分でございます。このワクチン接種に伴って、副反応に関しては、委員先ほど述べていただいたように、いろいろと見解があるようでございます。ワクチン接種に関しましては現在積極的な勧奨は行っていないということでございまして、平成25年度は180名、これは延べになりますけれども、その中でも初めて接種される方が22人という部分でとどまっておる状況でございます。今年度につきましても、基本的には今現在7月末ぐらいまでですけれども、数名程度というふうなことでございまして。

ただ、現状では、国のほうでも定期接種ということになっておりますので、ワクチンの有効性またリスクを十分説明して、理解をいただく中で、打つ、打たないの判断をいただきながら、接種機会の確保は行っていきたいなというふうには思っております。

今後、これはまだ正式には厚労省のほうからも届いてはいたしませんけれども、発生件数また症状の変化を正確に把握するために、副反応報告と追跡調査の強化を行うというふうなことも聞いてございまして、新たな対策が講じられようというふうなこともお聞きをしておるところでございます。このあたりも含めまして、厚労省の専門部会の中でも症状等の因果関係を究明していくという方向になってこようかなというふうに思っております。国の流れを受けまして、適切に対応してまいりたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○鈴木豊司委員

はい、ありがとうございます。

いずれにいたしましても、リスクを覚悟の上で受けてくださいというような状況では駄目だと思いますので、早い段階で、この対象となります皆さんが迷わない、また安心して接種が受けられるような行政の対応が望まれますので、その辺は十分対応していただきたいとそんなふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

品川委員。

○品川幸久委員

私もこの子宮頸がんのことでちょっとお話をさせていただきたいと思うんですけど、先

ほど伊勢市では副反応がないというようなことを申されたわけですけど、それはどこの報告によるものでしょうか。

●川端健康課副参事

これは県のほうから確認をさせていただいて、実はこの副反応報告と申し上げますのが、医療機関から国、県、市という流れの部分と、接種者から市、県、国というふうな流れの部分がございます。その部分も含めて県のほうに確認をさせていただき、国の、厚労省のほうからおりてきておるその部分で、副反応報告はゼロ件というふうなことをお聞きさせていただいております。以上です。

○品川幸久委員

私、あなたに言わせていただいたんですけど、まあ、うわさの範囲ということにしておきますけど、伊勢市でも出たということで、追跡調査をしてくれというようなことを申し上げたと思うんですけど、今度厚労省のほうから追跡調査をするということで、本来ならもうちょっと早くね、おたくらは認可した分だけの人も全部わかっておるんで、行政としては、その後、何かありませんかということをもう調べてあって、そういうところできっちりと伊勢市ではそういう事例は一切ないという御答弁をいただくのが正しいのかなと思っております。その点はどうでしょう。

●川端健康課副参事

委員仰せのように、現状の中で、私どもも副反応がゼロ件という部分ではございますけれども、仰せのようにその中身の部分で、医療機関からあがっていない部分もあるんかもわかりません。今後、先ほどの厚労省の話ではないですけども、医療機関への副反応報告の強化という部分とを含めまして、追跡調査の部分も含めまして、厚労省の流れをもって検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○品川幸久委員

厚労省は認可をした以上そう簡単には止められないというところの、非常に苦しいところにおるんかと思うんですけど、山本委員もここにおられますけれども、だいぶ前にやられましたけれども、ワクチンの有効期間は9年、10年ということですね、大体14歳で受けても24歳、切れるのが24歳、それですね、15歳から19歳、20歳から24歳での死亡者は今ゼロですよ。

それと、その24歳から10年かけて形成をされておってもですね、87人の死亡者ですよ。実はもう、だから、そのときのワクチンはあんまり意味がないということではないですかね。ですから、本来なら、もう伊勢市はもっと検診のほうに力を入れて、早期発見、早期治療というところでしっかり取り組んだほうが、私はワクチンを打ったんで大丈夫ということで検診に行かない人がふえるよりですね、若いうちから検診に行ってもらおうというふうな方向に変えられたほうがいいのかなと思うんですけど、その点どうでしょう。

●川端健康課参事

おっしゃっていただきましたように、子宮頸がんワクチンですべてこの子宮頸がんを防げるという部分ではございません。ただ、おっしゃっていただいたように、その効果が、流れとして発揮できないような状況も含めて、健診の中での子宮頸がんの検診という部分も私ども健康課の中でも力を入れていかないといかん部分やというふうに思っております。

両輪のもとで、今は、当然、子宮頸がんワクチンについては積極的な勧奨は行っておりませんが、20歳以降の検診の中でも、子宮頸がんの検診の部分を啓発させていただきながら、ぜひ、含めて対応していくということで、よろしくお願いをいたします。以上です。

○品川幸久委員

最後にしますけれども、これは新聞にも、ここに14日のときに出ましたよね、子宮頸がんについてのね、出てましたよね。ここに、西岡先生という人がやっておるんですけど、電話もいただきました。厚労省のほうから止めることはなかなか難しいんで、これを防いでいくというのはね、この市単位でやめるしかないということですよね。厚労省でいったら、いつまでたっても、まあ積極的勧奨をしないけど、いいですよ、残しておきますよというようなことで、本当にこのところで伊勢市がストップさせようと思うのであれば、もうここからやめるというようなことを早く決めないと、段々と、打たれておる方がもう22人とどんどん減ってきておりますよね。それは当然マスコミとかそんなんで、非常に自分のことを思いながら、接種する人が減ったということになろうと思うんでね。やっぱりそこら辺も、いやいや道はありますよというて残しておいてやるということも大変なことやと思います。

それから、追跡ということはきっちりやって報告をいただきたいなと、そんなふうに思います。終わっておきます。

◎浜口和久委員長

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時17分

◎浜口和久委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどのところで目3予防費について御審査願います。

御発言はありませんか。

山本委員。

○山本正一委員

先ほどの、この予防接種の件でちょっとお尋ねをしたいと思います。と申しますのも、この子宮頸がんワクチン、きょうもお二方の委員さんが質問をされました。おおむね、まあ慎重にと、こういうような発言やったと思うんですが、これ思い出しますと数年前に、

私1番最初この委員会、議会で子宮頸がんワクチンには問題があると、このような指摘もさせていただきました。もうそのときには厚労省のほうも、どうもやっていくと、こういうような感じであったんで、やっぱり慎重にと、こういうように話をさせていただきました。と申しますのはアメリカの、もう名前は忘れたんですが、このワクチンの接種で世界的にも、日本を先駆けて、やっぱりこの予防反応が悪いと、何か体に悪かったというような症例も出ておるということも聞いておりましたんで、やっぱりこれは慎重にと、こういうことやったんですが、市長のほうはこれはやっていこうと、市単でやっていこうということで進んだんですが、やっぱりその進んだ中で25年に厚労省もやっぱりちょっとこう、もっと慎重にと、やるんやけれども慎重にとこういう形であります。

したがいまして、今私本当に安堵したのですが、先ほど当局のほうから、もし何かがあったときには、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1で補障をしていくと、こんな形で聞いたんですが、その前段、保護者の同意も要ってするんやという話も聞きましたので、これはもう個人負担かなと、個人の責任でするんかなと思っておったんですが、当局の説明によりますと、国、県、市で何とか補障していくと、こんなことで安堵はしたんですが、今品川委員、この問題については小山議員もかなり本会議で子宮頸がんがどうやと、ちょっとこう慎重に考えやないかんやないかというような質問もしております。私も全く同感でございます。

今、品川委員とも話をしたんですが、やっぱりこれは市から、厚労省はしたあんばい、やっぱりこれは止めやということにはやっぱりならんやろうと。それはそうだと思いますよ。もう1回出てしまっておるで、これをするにはかなり、もっとやっぱり副作用が出てきて社会問題にならんとやらんと思うんですよ。ところが今はまあパラパラと出ておるといって、やっぱり市が決定権でもってして、まだしてへん市もあると思うんですよ、これ全国的に。ちょっとようわからんのですが、もう全部しとるんですか、全国的に。まあ、全国的にしておるといことなんですが、やっぱり慎重にとということやったら市長判断でこれもつくったわけやで、してできやんこともないと思うんで、やっぱりそこら辺の見解をちょっとこう、一遍、当局に聞きたいなと、このように思います。

●川端健康課副参事

委員仰せのように、これまでのこのワクチン接種に関しては推進してきた経過もございます。そんな中で、このワクチンについては有効性とまさしくリスクが併存しておるのかなというふうに思っております。

リスク管理というか、リスクの部分に関しましては、これもそれぞれ、学会等々も含めて、識者の中でも意見の分かれるところかなというふうに感じておる部分もございます。とはいえ、一方ではやはりそのワクチン接種によって子宮頸がんが予防できるという部分は確実にございますので、そのあたりも考慮する中で、今後、先ほども申しましたように、厚労省の追跡調査等々を含めて適切に対応してまいりたいというふうには思っております。

ただ、先ほど申し上げたとおり、積極的な勧奨は行っていないという状況の中で、今後、多分受けられる方も少ないというふうな状況かなというふうには思っております。先ほどリスクと有効性を判断してという部分もございますけれども、適切に情報提供もさせていただきながら、そのあたりの判断材料も含めて、医療機関のほうから、保護者、当事者

含めて説明をして、接種の流れをつくってまいりたいというふうに思っています。以上で
ございます。

○山本正一委員

デメリットとメリットという、2つのあれがあるということなんで、それはもうよくわかるんですが、先ほど品川委員が言うように、伊勢でもそんな風評があるということなんです。そんな風評があるというのは、そのリスクがあってというような話も聞いておると、こういう話なんで、やっぱり追跡調査も徹底的にして、やっぱり両方との、あれ、真ん中にあるようだったら「君子危うきに近寄らず」と、こういうようなことがあるんで、慎重に、慎重にやっぱりして欲しいなと、このようにお願いをして終わりたいと思います。

（目 4 成人保健推進費） 発言なし

（目 5 母子保健推進費）

○世古 明委員

母子保健推進費でちょっとお聞かせください。いろんな子育て支援事業をされておりますけど、子育て相談事業というのがあって、概要書のほうでは3,986人の相談があったと載ってますけど、この3,986人の内訳の中で働かれとる人と働かれてない人の割合というのは、そういうものは調べておるんでしょうか。

●岩佐健康課長

働いている人、働いてない方の数というのは把握はしてございません。ただ、育休とかそういう形で御家庭にみえる方が来ていただいているっていうのが多い状況だと思っております。以上です。

○世古 明委員

はい、ありがとうございます。管轄は違うかわからんのですけれど、こういう生の声を、また組織上はかわつとるけど、男女共同参画とか女性の就労というところに、管轄が違なんで、ここでは子育て相談でこういう悩みをもっておるというのが、そこだけで終わらずに、やっぱり女性の就労に向けたところの部署にも情報提供していただいたりして、役所内全体でのことと考えて、これからやっぱり相談事業をしたときの、単にそこだけの事業でなく、そういうことをするお考えはいかがでしょうか。

●岩佐健康課長

健康課のほうでは、身長、体重とか離乳食とかというふうな、健康づくりの視点というか切り口のほうからの相談を主にさせてもらってますが、それぞれ、保育所でありましたりとか、いろんなところでお子さん向け相談ということはやっております。やはり、子育て支援というのは、いろんな部署にまたがってということで、やはり市として全体で取り組んでいくことかと思っておりますので、また今後そういう連携のほうも図っていきたい

というふうに思います。ありがとうございます。

（目 6 墓地費） 発言なし

（目 7 診療所費）

○品川幸久委員

ここで少し伺いしたいと思いますけど、ずうっといろいろ病院のあり方検討会とかいろいろなところへも出ておられると思うんですけど、今の場所での診療ですね。それと、診療所の中の設備の問題。よく昔の先生は聴診器一つで大体オーケーというんですけどね、今本当にデータに頼るというかデータを見て判断をするということが多い中でね、なかなか診療所のほうでは施設のちょっと足りんのではないかと思っておりますが、その点はいかがでしょうか。

●岩佐健康課長

去年のときも品川委員のほうからは御指摘等いただいております。現時点では、休日応急診療所の場所また設備等は今の状態で、今の時点では続けていくということになっております。

休日診療所を運営していただいている中で、運営委員会という組織の中で、二次病院の医療機関の院長先生でありましたりとか、医師会、歯科医師会、薬剤師会という会長さん方にも入っていただいた中で検討いたしておりまして、現時点では今のままでということになっております。

検査等導入しますと、休日診療所も、熱があつて大変な状況の中で受診される方ばかりの状況ですので、その中で、今の体制のままですと、検査等を入れますと待ち時間が長くなってということで、今の先生の人数と場所とという中ではちょっと厳しいものがございます。現在小児科の医師不足というところで、今年度5月、6月は小児科のほうも休診をしたという状態でありまして、そういう部分も含めまして休日診療所の場所でありましたりとか検査器具含めての運営というところは今後に向けての大きな課題というふうに思っておりますので、また今後、検討のほうを続けていきたいというふうに考えております。

○品川幸久委員

今言われたように課題なんですよ。本来なら、夜間救急所で、ちょっとこれは手に負えないなと思ったら、ほんならすぐに救急病院のほうに派遣するわけですよ。今の伊勢病院のほうでは夜間のほうの救急はやっておりません。輪番制でね、ほとんど少ない状況。ましてや今言われた小児科については、日赤さんが24時間体制でサポートしていただけるということになるとすればですね、まあ普通で言うと、日赤の近くにそれを構えるか、前の酒田病院のことで言わせてもらったかわかりませんが、中に1室貸していただいてですね、そこでコンビニみたいな患者さんは排除しながら、救急なものは隣の部屋へ行ってくれと。すぐにレントゲンも撮ってという。肺炎なんか特にそうですよね。

そうすると、本当にそのところで、うまくつながるというところなんですけど。そこ

で苦しい苦しいと言っても、薬を出していただいて、またあした熱下がらへんだら病院へ行ってということだけではね、なかなかお医者さんのほうもリスクを持つことになるんで、やっぱりできればそういうふうなことを考えていただけるんが1番いいんじゃないかと思いますんで、その点、今後検討ということで御期待して終わっておきます。

（目 8 公害対策費）

○杉村定男委員

この項の、水質調査事業でちょっと確認させていただきたいと思います。水質調査で3カ所で基準値をオーバーしておりますが、その3カ所というのは宇治橋と勢田川大橋と度会橋ですが、その要因について何か考えられるところがありましたら、お伝えしたいと思います。

●出口環境課長

3カ所につきましては、委員仰せのとおり基準値をオーバーしております。県の調査におきましては、宇治橋のほうでは今年度0.5ミリグラムパーリットルということで基準値を下回っております。また、度会橋におきましても0.7ミリグラムパーリッターということで、国、県の数値としては下回っている現状でございます。

要因でございますけれども、環境的な時間でありますとか天候でありますとか、いろいろ要因がありますけれども、大きなところとしてはつかんでおらないというのが現状でございます。以上でございます。

○杉村定男委員

僕はちょっと考えられないんですが、宇治橋のところで基準値をオーバーするというのと、清流日本一の宮川の流れの中でオーバーしているというようなことで、今後どのような対策をとっていかれるのか、対策があればお聞きしたいと思います。

●出口環境課長

その辺の数値につきましては、県、国とも連携しながら継続して水質調査を実施しまして、汚濁防止に努めていきたいと考えております。以上でございます。

◎浜口和久委員長

よろしいですか。

品川委員。

○品川幸久委員

私も、勢田川のことでもちょっとお聞きしたいんですけど。排水対策で聞こうかなと思ったんですけど、きょうび下水道もついてですね、合併浄化槽も整備されておるんで、このところで基準を大きく上回るとるような状況なんですけど。

前回のときに、宿議員やったか聞かれたと思うんですけど、このときの天候とかそんな

んによって非常に左右されるというようなことも言われましたよね。それやったら、10回と違って20回やったらどうやというような話も出たと思うんですけど。対策としてね、やっぱり望まれるのは浚渫やと思うんですよね。勢田川の場合ね。浚渫もものすごく大事なんですけど、今言われとる炭素繊維であるとかカキの貝殻ですね、あとEM菌とかそういうことを、もうやれることは一回やったらどうなんやという思いがあるんですよね。そこら辺、何かこうね、市民の方はEM団子とか投げてもらってますけど、実はそれだけでもうきれいになるかというとなかなかね、量の問題もありますしね、そこら辺はやっぱり行政のほうで思い切ってやれることはみんなやってみよってという思いがないと、なかなかきれいにならんと思うんですけど、どうでしょう。

●出口環境課長

委員仰せのとおり、浚渫以外で、浄化という形で、EM菌につきましては環境会議の中で年2回ほど、有蓮橋のところで実施をさせていただいているところでございます。

あと、委員仰せのカキ殻等につきましても、いろんなところの研究をしていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○品川幸久委員

この間テレビで見ておったら、ちょうど伊勢のところが出てまして、内宮さんと河崎が出ておったんですね。やっぱり河崎なんか非常に魅力のあるまちやなあというようなことで、これ観光になると思うんですけど、やっぱりそういうところで、伊勢市には神宮さんはもとより、ほかにもいろんな観光資源もあってね、やっぱりそのところに付随してくると勢田川なんかは特にきれいにすることでね、一つの、文化もあるし、観光にも、結局全部のことに響いてくるんですよね。ですから、しっかりと取り組んでいただいて、やっていただきたいと、このように思います。よろしくお願いします。

《項2 清掃費》(目1 清掃総務費)

○品川幸久委員

ここのところで1点だけ、簡単に済ませますけど。農林のところでも聞いた方がいいのか、ここで聞いた方がいいのかというので、いろいろ話をさせてもうたら、どこで聞いてもらっても結構ですというようなことなのでここで聞かせていただきます。

多分、不法投棄の部分でも入ってくると思うんですけど、耕作放棄地ですね、そのところに今、草が伸び放題に伸びております。また空き家のところもそうですし、それが非常に草の高さが高くなると不法投棄をしますよね。当然ね。それで、セイタカアワダチソウなんかが生えてくると公害にもつながりますよね。ぜひとも、そういうところは近隣の家が建っておるとこなんかは、特に言ってこられるんですけど、このまえ泥棒が入りましてねという話があって、やっぱりどこにおるかという、その草むらに忍んどると。見えないんですよね。道路から入るんじゃないかって、裏のそういう草が生えたところに逃げられるというようなことも含めると、防犯の問題とか不法投棄の問題とかいろんなことを絡めて問題やと思うんですけどね。なかなか民地であるんで指導は難しいと思うんですけど、

そこら辺のことは強化をしていただきたいと思いますけど、どのような対策をとられていますか。

●出口環境課長

まず私のほうからですね、空き家というか草等の対策でございます。まず、隣近所の方が苦情にまず来られて、現地へ行かせていただきます。それで、相手方というか所有者を確認しまして、住民票等で確認をさせていただきまして、所有者が判明しましたら所有者のほうに依頼文書をさせていただいて、依頼者の方から、刈っていただくなり対策を講じていただいているというような形で今進めております。以上でございます。

●藤本農林水産課長

農林水産課につきましてですね、耕作放棄地、まあ確かにその草がえらい、この時期特にそういう時期でございます。そういう苦情に対しましては、今まで直接御本人さんに電話いたしまして、草を刈っていただくようにというようなこともさせていただいておりますけれども、今回、委員のほうから御指摘をいただきまして、環境課というところも手続をやっているということで、同じような対応をさせていただきたいと、これからそのようにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○品川幸久委員

このところは、空き家対策のところでも、当然条例なんかでも出てくるんですけど、まあ相手が民地だけにとということで、なかなかそれって、相手がわかるところはいいですね。わからないところはちょっとまたいろいろ難しいと思うんですけど、わかっておるところに行ってもね、なかなか刈ってくれないというんが現実やないですか、ね。それが、市のほうから、絶対刈ってくださいねと言うても、向こうは、はいはいと言いながら、刈らんところがあつてですね。やっぱり1番心配するのは、寒くなってくると今度火事の問題が出てきますよね。いつも消防なんかで、たき火でしたというて出ますよね。ああいうところが広がっていくと非常に危険なんですね、ぜひとも強い意思で、刈ってくださいというようなことをやっていただけるようによろしくお願いします。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

中村委員。

○中村豊治委員

ここで、きれいなまちづくり推進事業、これに関してお尋ねさせていただきたいと思います。特に、この廃棄物の集積場の設置補助金に関して数点確認をさせていただきたいのは、この平成21年、22年度のこの2カ年間で市内の集積場約2,000カ所の集積場ができて、23年度途中から、この収集コースの見直し、これはもう職員の皆さんの大変な御努力で、10コース以上を削減した中での取り組みがスタートしたわけでありますね。

特に、二人体制に移行を当時からいたしまして、車の台数の削減や職員の皆さんのいろ

んな御努力の結果、このような改善ができた。このように評価をさせていただいておるわけであります。

特にあの、この概要書の中でも、ごみの減量化の問題、さらには廃棄物の減量化の問題の取り組みについても大変熱心にやられておるということで理解させていただいたわけですが、この個別収集から集積場の収集へ移行してちょうど3年が経過をしたわけであります。この間、集積場へ出される方、市民の方の声、3年経って安定はしてきておると思うんですけども、今一度、この市民の皆さんがどんなお気持ちでおられるのか、ちょっとわかればお答えをいただきたいというぐあいに思います。

●堀畑清掃課長

委員の御質問のほうにお答えさせていただきたいと思います。ごみの集積が始まりまして3年が経過しました。確かに戸別収集のところもありましたところが、集積化に伴い複数の集積場所が1カ所に集まって、大変御苦勞をかけておると思っております。ただ、現在、清掃課のほうには、集積化に伴う苦情等は現在いただいております。皆さん御協力いただきまして、清掃等ごみの集積場の管理等もしていただきまして、順次、適切にまわっていると伺っております。以上です。

○中村豊治委員

そういう意味では、集積化については地域の環境問題も含めて大変効果があったというぐあいに理解させていただきます。

特に、二人体制になって3年が経過をしたんですけれども、例えば、今まで二十五、六コースあったんですけれども十五、六コースに変更された、こんなような状況の中で、職員さんの負荷の問題ですね。職員さんが、今まで3回やったやつが5回になったとかですね、いろんな形で負荷がかかっていると思うんですけども、職員の負荷の問題、健康管理の問題も含めて、現状はどのような状況ですか。ちょっと、わかればお話をいただきたいと思います。

●堀畑清掃課長

集積化に伴う職員の健康状態、状況についてお答えさせていただきます。職員に確認させていただいた、いろいろ話を聞かさせてもらったところ、戸別収集の場合ですと歩く距離がたくさんふえます。集積化に伴いますと、そこに一点に集中しましてごみの集積をするということで、その部分についての体への負荷は大分減ったのではないかと思います。ただ、1カ所にたくさんのごみが集まるということで、そこでの積み込みとかそういう点については今までと違うところがあると思いますが、職員の負荷については軽減されたと思っております。以上です。

○中村豊治委員

職員の労力が軽減されたということで、集積化への取り組みについてはこの3年間でいい結果が出ておるというぐあいに判断をさせていただきたいと思います。

この概要書を見ますと、廃棄物集積場の設置補助金事業ということで、平成23年、24年、

25年と487基ですね、これが新しく各地域へ設置されておるわけであります。特にこの487基設置されまして、例えば伊勢市の市内の集積化への移行状況ですね、聞くところによりますとほぼ99%ぐらいが集積化されておるといようなことなんでしょうけれども、あと残された1%、まあ二、三百軒あるようなことを聞かせていただいております。あと、この200軒程度の集積化への問題が進んでいないというぐあいにお聞かせをさせていただいておりますけれども、どのような実態なのか、どのように取り組んでおられるか、この点ちょっと、わかれば説明していただきたいと思います。

●堀畑清掃課長

集積化につきまして、委員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。市内の集積が始まりまして、先ほど言われましたように、ほぼ集積化のほうは終わっております。一部の地域について、まだ現在、戸別収集等も残ったような状況でございます。自治会のほうに、こちらのほうからお話をさせていただきまして、何度か、個別収集をやめて集積化のお話をさせていただいておりますが、なかなか御理解をいただけなくて今現在も一部残っているような状況でございます。これからも、再度、何度も足を運びまして、集積化に向かって進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

○中村豊治委員

今、課長のほうから御答弁いただいたんですけれども、大変努力されておるということについては理解をさせていただきました。特に、過去からのいろんな経緯経過も含めて、非常に、何がそういうような問題があるのか、まあ整理をされて話はされておると思うんですけれども、あまり具体的な中身を披露させていただきますと、またかえってやりにくくなると思いますので、ぜひまた努力していただいて、100%集積化ができるように取り組んでいただきたい、こんなことで終わりたいと思います。

（目 2 資源循環推進費）

○北村 勝委員

再生資源回収推進事業について、一点お伺いしたいと思います。平成3年ぐらいですかね、その時期ぐらいから、自治会それから親子会、PTA、いろんな団体のほうから再生資源ということで集めるようになって今に至っているわけなんですけれども、この概要書のほうの298ページにも載っているんですけれども、平成23年度に1キロ当たり奨励金が6円が3円になったということで、できたらちょっとその経緯を教えてくださいと思いますので、よろしくお願いします。

●堀畑清掃課長

委員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。平成23年度に奨励金のほうを見直しをさせていただきまして、1キロ当たり6円であったところを3円に変更させていただきました。もともとのごみの奨励金の目的につきましては、ごみ、その他の廃棄物の減

量化を促進し、資源の再生化を図るとともに、廃棄物に対する市民の意識を高めることが目的でありました。活動費というのではなく、ごみの分別化を進めていただくために御協力いただいとったというところがありましたので、6円とやりましたが過去のいろいろな状況から6円の見直しをした結果3円に変更させていただきました。以上です。

○北村 勝委員

ありがとうございます。それで、その場合ですね、実際に、この295ページですかね、そこには23年度、24年度、25年度の資源化の資源化率というのが掲載してありまして、23年度には18.4、24年度には18.47、25年度は18.42、それで実際にですね、その資源化率をどこら辺まで、例えば伊勢の場合、ごみを減らしたい、ごみをなくすということで、その目標設定がもしあれば、できたら聞かせていただきたいのですけれども。

●堀畑清掃課長

委員の質問にお答えさせていただきたいと思います。ごみの資源化率ということですので、現在は、概要書にも記載させていただいてあります、平成25年度の資源化率は18.41%ですが、伊勢市ごみ処理基本計画には計画がありまして、資源化率につきましては、最終目標年度は平成31年度で35%という高い数字を目標にさせていただいております。

現在、今のところ資源化率につきましては、全国的にもちょっと横ばいになったような状況ですが、これからさらなる努力をさせていただきまして、目標に達するよう努力していきたいと思っております。以上です。

○北村 勝委員

その努力のほう、またよろしくお願いします。ただ、ひとつその中で、回収率を上げる、当然、リサイクル、再資源という回収の活動をする中で教育的な配慮も、それと、そういった意識を高めると。それから、その継続性の中で次、どう上げていくかというのが一つの課題になりながら、次へのステップアップをしていただくということになるわけだと思うんですけど、ただ、今、金額が6円から3円に、金額を言うのはちょっとおかしいかもわかりませんが、実際にはこの金額が下がって、回収率が上がったかと。その中を考えると、そういった部分に代わるものが何か効果的なものを考えられて、改修率を上げていくような取り組みがされたかどうかというのは、今もう23年度のことですので、ただそういった部分で新たな、その値段を6円から下げた段階で、一つの効果としては量がふえてないと、資源化率がふえてない。そういったときに、こういった、その効果を狙うものをどこにもついでこうとされたか、もしその経緯がわかれば教えていただきたいんですけども。

●堀畑清掃課長

6円から3円に、再生資源奨励金のほうを下げたということで、まず下げる前に各参加団体さんの方には、アンケートを実施させていただきました。アンケートを実施した中で、単価にかかわらず再生資源の回収事業についてやっていただくというような団体もたくさんみえました。あくまでも、この奨励金につきましては回収していただいたことに伴う奨

励という意味合いを思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○北村 勝委員

確かに、各団体が理解したということで、ただ現状としてはどうなのかということで、一つお願いはここではだめなので現状だけ、資源化率を上げたい、気持ちとしては当然ごみの減量化は皆賛成だと、いかに方法論として進めていくかと、その資源化率が非常に高い設定をしていただいて、当面、私が何か見させてもらった資料には19.67を目指して、その後にはその高い数字がのぼっていると。だから、前年度に対して何かまた次の手を考えながら、回収率が上がればいいなというふうに考えています。

だから、確かに3円が4円になれば、4円が5円になればというわけにはいけない状況もわかります。それで、確かにその収入の部分を見ましても、資源ごみ売却収入が1,901万5,000円ある現状の中で、当然、市としても非常に貴重な収入元だと思います。

ただ、そういった効果を狙うというか、子供たちがどんどん少なくなっていく中で、そういった教育的効果もあるならば、いかに浸透していくか、そういったことも踏まえると、またそういういろんな取り組みをされる中の一つのところで、もう一遍考えていただく材料の一つかなというふうに思いますので、そういったことを検討していただきながら、資源化率がまた上がるようお願いしたいと思いますので、ちょっと聞かせていただいたんですけれども、そういうことで、またよろしくお願いします。以上です。

◎浜口和久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

廃棄物減量等推進員につきまして、1件お伺いをしたいと思います。廃棄物減量等推進員につきましては市内150世帯に1人選任いただきまして、ごみの減量、リサイクルとかごみの出し方につきまして指導をいただいています、その成果が出ておるというふうに思っておるんですけど、実はこの部分ですね、平成27年度から、ふるさと未来づくりの関係で、一括交付金化事業の中に組み入れられるということでございます。当該課といたしまして、この従来の役割、どのようにその地域で担っていただいているのかどうか、地域でしていただけるのか、まちづくり協議会でしていくのか、その辺、大変不安ではないかなというふうに思っておるんですけど、担当課として、今の思いといいますか、これからどんな対応をされていくのか、それにかわる何か方策を考えるのか、また地域へお願いをしていくのか、その辺のことをひとつお聞かせください。

●堀畑清掃課長

廃棄物減量等推進員のことについて、返答させていただきます。現在、地域における減量化、資源化、地域の清掃の保持等の推進を担っていただくため、150世帯を対象に1人の推進員を任命させていただいております。確かに、いろいろなところで御協力いただきまして、減量等にも努めていただいておりますが、今現在の資源化率の低迷等もありまして、地域で、全体で減量化っていうのを考えていただきたいと思いますところから、推

進員というのではなく、地域で、全体でゴミ処理の減量化を考えていただきたいということで、今回、まちづくりのほうへ、一括交付金のほうへ変更させていただくというところの経緯でございます。以上です。

○鈴木豊司委員

一括交付金化されますと、この推進員の報告も要らない、実績も報告要らないという話なんですけど、そういう思いがですね、地域の皆さん理解していただいているかどうか、その辺、すごく疑問なんですよね。ですので、その辺しっかりと説明をしていただいて、受けていただけるようにぜひ努力をしていただきたいと思います。以上です。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

品川委員。

○品川幸久委員

ゴミの量の話でちょっとお聞きしたいんですけど、先ほども、あまり変わっていないというようなことでね、ことし、去年あたりは、何でゴミ減ってへんのやというところに対してですね、広域のほうでも、台風の影響があったというようなことで、いろんなことを言われておりました。

私ども思っておるのは、今人口はどんどん減ってきておりますよね。人口が減ってくるということ自体はゴミ自体の量も減ってこないかんのですけど、そこら辺が、なぜへってこないのかというところですよ。そこら辺はどういうふうを考えておられますかね。

●堀畑清掃課長

ゴミの量についてお答えさせていただきます。確かにゴミの量については、人口が減ってきている中で、大きな、その同じような係数での落ち込みはないように思っております。

ただし、家庭ゴミの減量につきましては、量につきましては、燃えるゴミの家庭から出るゴミの量につきましては、全体の量につきましては大きな変更はないところなんですけど、家庭の燃えるゴミについては、少しずつ減ってきているような状況でございます。以上です。

○品川幸久委員

減ってきておるといふ、まあわずかですけど減ってきておるんですけどね。例えば、粗大ゴミなんかは集めるとね、ずうっとやったら、今、行ったら粗大ゴミって非常に少ないですよ。もう出尽くしたというような、1回のサイクルで出尽くしたというところで、大分粗大ゴミも減ってきてますよね。

生ゴミについては、前回も言わせていただいたけど、水分が非常に高いですよ。水分が。ですから、家庭では、出すときに一絞りをしてくださいというようなことは、もう鳥羽さんでも皆やってますけど、ネットを配って、そこで一絞りすると、生ゴミのほとんどは水分やということは、よくご存知のはずなんでね、そこら辺の対策もしたらどうやとい

うことを前回言わせてもらったんやけど、あんまりそこら辺が何かこう進んでないような。もう、今ね、生ごみを減らすっていうんは、そこしかないですよ。そやで、そこら辺ちょっとしっかりと取り組まな、おたくらが目指しとるごみゼロのまちなんでね、ゼロには多分難しいことわかってますけど、やっぱりそれを目指していくんなら、いろんな方策をとっていかんと、ずっと経年で見てみると、えらい変わってないよねっていうんで、そうですね、おかしいですねと言うとるだけの話と違ってね、やっぱり努力をしてもらわんとですね、いろんな方策をどんどん出して、伊勢市が1番よかったのはマイバックですよ。今もうみんなマイバックを持っておられて、先進的に取り組まれてやっておるですよ。買い物かごね。あれなんかも一緒に、なんかをどんどんやっていくということが進んでいく一歩なんで、この、ずうっとデータを見て、減ってませんよねっていうようなことを言うだけではなんにもならないと思うんですよ。そこら辺はしっかりとね、いろんなことを提案もしていただいて、市民の方に、こうやってして減らしてくださいよということをお願いしてください。終わっておきます。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

山本委員。

○山本正一委員

役所の粗大ごみの収集ということでちょっとお聞きをしたいと、このように思っております。これ、粗大ごみの収集を役所もしておるんですが、我々ちょっとこう金額的にも見ますと非常に安いと、このように思っております。と申しますのは、我々ごみを投棄場へ、あそこへ持って行きますと、キロ10円ということであります。それは、粗大にしても生ごみにしてもキロ10円ということなんです、10キロ持って行くと100円、100キロ持って行きますと千円と、こういう形になるわけなんです、どうも市役所のパッカー車で粗大ごみを取りに行くと、まあ、こういうことなんです、値段表、各委員さんわからんと思うんで、本当はその金額表を全部見せてもうて、こんなんかということを知ってほしいんですが、まあ、たんすを市役所の職員の方が朝熊まで、二見まで取りに行くと。電話かかってきて、ちょっと人がおらんし、よう持って行かんので取りに来てんかんと、こういうことになりますと、まあ、たんすは50キロぐらいで、まあまあ四、五十キロと、こういうことになるんで、600円、700円でいくと、そういうことになるわけなんです。

ところが、民間になりますと、やっぱし500円、600円は、我々は投棄場へ払う金が500円、600円ということなんですわ。そうすると、取りに行く車代とか油代は一切、役所のもんは入っとらんと。そうすると、我々が行っても、なんやん、えらい高いなど、役所はこんなんであるのということになるんで、まさにもう、今時代がもう変わっておりまして、それは役所が取りに行ったときには車もなかったと思う、まあ普通一般的には車もないし、トラックもないでまあ便宜を図って、これは行かないかなというようなことやったと思うんですが、今もう、こうずっと見ておりますと、葬祭業務を役所がしとったけれども、もう撤退していききましたわな。これもう民間がどんどんふえてきとったで。

ところが今、この不用品の処分というのは、もう今、もう民間が非常にふえとると。に

もかわらず、市がまだ延々としとるということがありますんで、そこら辺はどのように考えとんのか、いやいや今のままでいいんやということなんか、ちょっとお答えを願いたいと思います。

●堀畑清掃課長

委員の御質問は、市が取り扱ってます有料収集のことについて、お問い合わせがあったのかなと思っております。市のほうでは、申請のあった方のお家にお伺いさせてもらいまして、ごみ等を有料で引き取らせていただきまして、処分をさせていただいています。処分につきましては、重さに対する処分料のみ徴収させていただいておるといような状況です。

委員さんが言われるように、民間の方が行くとなると、車代であったり人件費であったりと上乗せをしていかないかなというところやと思います。

現在は、一般廃棄物の法律に伴いまして、一般廃棄物については基本的には市のほうで処理していくというふうな形になっております。ここについては、私も異動があつてからまた、いろいろ聞かせていただいた中で、まだ現在は一般廃棄物の収集運搬許可の部分には入れさせてはいただいております。

ここにつきましては、あくまでも今現在、市がみずからできない場合のみ、一般廃棄物の収集許可のほうを与えているような状況でございまして、有料収集については、あくまでも今現在市のほうで取り扱いができるというところで、一般廃棄物の許可については許可を出していないというような状況でございしますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

○山本正一委員

許可制ということなんですが、それはわからんでもないんですが、とにかく今現況は、現状は私が申し述べたとおりやと思うんです。そうすると、あなたとこは許可を出しとらんと言うけれども、年寄りで全然これはもうなんともならんのやというようなごみがありますわな、現実に。

それで、普通一般に出す人は、粗大ごみとして、人が公園とかいろんなところへ持って来ると。それがやっぱり年がいったり、車もないんやと。やっぱり市へ頼もかな、どうか業者へ頼もかなということになると思うんですよ。

その時にやっぱり金額的に、考えてみない、500円の、たんすを朝熊まで取りに行つて、あそこから、小俣から車2トンで取りに行つて、500円でもうて、まあ合うんかなということやはな、役所も。

まさにそういうことが、やっぱりその商売やないけれども、役所もそういうことも考えていかないかん。そうすると、金額を上げるんも一つですやんか。金額を上げるんも一つやし、下げる、もうやめるのも一つやと思うんですわ。

そうすると、いったい何を考えとんのやということに、なりはせんのかな。そうですやろ。

そやで、市民の人なんかは皆、このごみが、業者が持って行つてもうてもええんかいな、悪いんかいなということも、全くわからへんがな。あんたが、わかるようにすんのやった

ら、もう周知徹底せないかんわ、それやったら。そやで現実に不可能ですやんか。

それで、やっぱり気持ちとして、年寄りを大事にということなんやで、やっぱりしてやらんといかんやない、こちらも、頼まれるんやで。こちらから行かへんのやで。お願いしたいということやもんで、こちらも営業として行くわけや。そやで、その金額的なことはもう一遍、再度ちょっとこう、検討の余地があるんか、やめるんか、金額を上げるんか、一遍ちょっとそこら辺がもし考えがあれば、お答えください。

◎浜口和久委員長

政策的なことですので、副市長、お願いします。

●藤本副市長

ただいまの有料収集の件につきましては、各自治会ごとに粗大ごみの収集日を設けております。それ以外の日で、必要な場合によっては個人さんで運んでいただいてということでございますけれども、それもできない場合に私どもお伺いをさせてもらおうと。その料金について、ガソリン代とか、そういったものが含まれてないような安い金額でなかろうかというお話でございましたけれども、まあ市民サービスの一環としてさせていただいております。

ただ、まあそれが民間で収集してもら場合との金額的な差があって、民間圧迫になるのではないかなという御趣旨かと思っておりますけども、御意見として参考にさせていただきたいというふうに。この場ではちょっと結論出ませんので、はい、よろしく願いしたいと思っております。

○山本正一委員

まあ、今副市長のほうから、そういうような話がございましたんで、やっぱり役所も民間活力というんか、民間の考え方を取り入れていかないかんと思うんさな。僕は、やめよも一つやし、高こうせいというんもええと思うんや。高かったら収支が上がってくんのやで。歳入がふえてくるわけなんやで。やっぱりそこら辺のことも考えていかんと、延々としとってはいかんということだけ申し述べて、まあ何とか考えるということなんで期待して質問は終わりたいと思っております。よろしくをお願いします。

（目 3 塵芥処理費） 発言なし

◎浜口和久委員長

目 3 塵芥処理費の審査を終わります。以上で衛生費の審査を終わります。

審査の途中でありますが、10分間休憩いたします。

休憩 午後 3 時09分

再開 午後 3 時20分

【款 5 労働費】《項 1 労働諸費》（目 1 労働諸費）

◎浜口和久委員長

休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、款5労働費の審査に入ります。労働費につきましては、目単位での審査をお願いします。

それでは、項1労働諸費、目1労働諸費について御審査願います。

御発言はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

やすらぎプールにつきましてお尋ねをさせていただきたいと思います。少々ブランクがありましたので、確認をしながら御質問申し上げたいと思います。

このやすらぎプールの存続につきましては、市長が就任される前の21年6月に、公の施設の統廃合等に関する基準、施設の見直しガイドラインに沿って、一度廃止を提案させていただきまして以降、二転三転したことは産業建設委員協議会等の議事録で確認をさせてもらっております。

今現在、プールの存続の認識でございますが、庁内検討会で議論の結果、さまざまなニーズに応えることができる市民プールとして位置づけて、引き続き設置、運営をしていくということで、議事録等から理解をさせていただいておるんですけど、そのような認識でよろしいでしょうか。

●筒井商工労政課長

今、委員さんから御紹介ありましたとおりで結構でございます。

○鈴木豊司委員

それでは、市民プールとして位置づけた根拠、そちらを教えていただきたいと思います。

●筒井商工労政課長

先ほどもちょっと御紹介あったんですけれども、市民プールの位置づけと考え方についての検討会を設置しております。これは平成24年3月定例会におきまして、24年度当初予算を議決いただいた際に附帯決議をされております。このことを重く受けとめまして設置されたものでございますけれども、そこでの検討、それから庁内の経営戦略会議、こちらにおけます検討、協議、その結果、先ほどおっしゃいました、市民プールとはその設置の目的にかかわらず、市民の皆様がさまざまなニーズに応じて活用するものであり、今後もそのニーズの多様性には変化はないと、そういう結論に至ったものでございます。以上でございます。

○鈴木豊司委員

そのさまざまなニーズというのは何を指すのか教えてください。

●筒井商工労政課長

健康の増進であつたりとか体力の向上、それから親子の触れ合いといった、そのようなものだと認識しております。以上でございます。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。このプールにつきまして、あらかじめ入場者の数を聞かせてもらっております。実際にプールに入っていた方、大人、子供合わせまして延べで1万2,000から1万3,000人程度ということでございます。

そして、平成22年当時のリピーター率というのが2.84ということで、どこかで見させてもらったことがございます。そのリピーター率から、その実人員というものを算出してみますと、4,500人程度の方が実際にプールに入っていておるのではないかというふうに考えます。その4,500人と申しますと、伊勢市の人口の3%から4%程度ということになってまいります。そのような利用状況の中で、さまざまなニーズに活用することのできる市民プールということと言えるかどうか、その辺ひとつお尋ねいたしたいと思います。

●筒井商工労政課長

確かに入場者数は年々減ってきております。昨年度は、有料入場者数が1万4,224人ということで、昨年は特に、暑夏ということで、夏季の暑い時期ということでしたので24年度に比べて少々ふえておるんですけども、全般的に下がってきておるような状況でございます。

市民の3%程度にも当たらない人数が利用されておるのに、それが市民のさまざまなニーズとして妥当かどうかということでございますけれども、その人数いかんはちょっと別にしまして、そういった方々がいろいろな利用の目的をもって利用いただいておりますので、それはそれで市民プールとしての位置づけがなされてよろしいのではないかと考えております。以上です。

○鈴木豊司委員

利用者に対する市民プールの考え方という部分はお答えいただけなかったわけですが、今現在ですね、各地で、もう想定外の局地的な豪雨に見舞われまして土砂災害等の被害が多く地域で出ております。

管理棟につきましては耐震補強もされまして、地盤も岩盤であるということを聞いているわけですが、地形的に考えたときに、今はもうどこへ行って想定外ということになっておりまして、地震とかゲリラ的な豪雨等でプール全体が滑り落ちるようなことがないのかどうなのか、その辺ちょっと私、根拠はないんですけど、見た感じ心配なんです。その辺の心配はないよというようなことがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

●筒井商工労政課長

あのプールは昭和54年に建設されておりますけれども、その建設前に地質調査がされております。その報告書を見てみますと、ちょうど今、管理棟の建っております部分、それ

から流水プールがある部分、そして25メートルプールがある部分、この3点についてボーリング調査を実施されております。それぞれの地点の深層部、深い部分ですね、そちらについては緑色片岩という調査結果が報告されております。私、この緑色片岩というのを聞きましたが、技術的にどうなのかというのはわかりませんが、そういったことでございます。

それと、三重県の土砂災害危険箇所マップによりますと、当該箇所は、地すべり危険箇所にも急傾斜地崩壊危険箇所にも指定等はされておられません。以上でございます。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。行政といたしましては、心配もしておらないというふうなところかなというふうに思います。

今回、議事録等でプール存続の経過を拝見したわけですが、その議事録等を拝見いたしますと、当局側の市民プールに対しての考え方であるとか、見直しガイドラインさらには公共施設のマネジメントの件につきまして、また、学校プールの利用のこともございました。どこを読んでも理解がしにくいような説明内容であったかというふうに思います。

庁内検討会で議論の結果、やすらぎ公園プールが市民プールとして位置づけをされとる以上、そういうもとで、そのプールを議論していく必要があるというふうに思っておるわけでございます。

そこでですね、ちょっと市長さんに考えをお聞かせいただきたいんですが、その平成21年当時の施設の見直しガイドラインは当然に生きているというふうに思っております。それで、このプールはいつまで存続、運営をさせていくおつもりなのか。建設からもう35年程度経過をしてくておると思いますし、老朽化やら維持経費等も考えていく必要があると思っております。今再度、その検証なり検討をするべきではないかというふうに考えておりますので、現時点のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

●鈴木市長

やすらぎ公園プールについてのお尋ねでございますが、当面、施設の維持管理については、こういった公共施設であっても日々必要なことは必要に応じて修繕していかなければならないというふうに考えておりますし、利用者のことにつきましては、より多くの方が、子供たちが利用できる環境というのを我々努力をしていかなければならないと考えております。

また、土砂災害等、自然災害のことにつきましては、先般広島、本当にひどい事故があったわけですが、そういった想定外のことに備えながら、決して何も心配してないわけではなくて、恐らく国のほうも土砂災害に対する新たな取り組みが始まろうかと思っておりますので、そういったことを注視しながら維持管理に努めていきたいというふうに考えております。

○鈴木豊司委員

施設の老朽化とか維持経費の面からどういうふうにお考えなのか、お聞かせください。

●鈴木市長

先ほど申し上げたとおり、必要な修繕箇所が出ればしっかりと修繕をしていく、そのように思っております。以上です。

○鈴木豊司委員

今お答えをいただきましたんですけど、すぐに検証したり、していくつもりはないと、しばらくこのまま継続して行くんやというようなお話かということで理解をさせていただきました。

そうなればですね、副市長さんあたりにお聞かせをいただきたいんですが、このやすらぎ公園プール、勤労者の福祉増進という面からですね、ある一定の役割を終えたんではないかなというふうに思っておりますし、市民プールの位置づけということもございましてですね、このプールの管理体制、このままいっていいものかどうか、その辺も疑問がありますので、その辺だけ1点お答えいただきたいと思います。

●藤本副市長

おっしゃるとおりですね、労働者の方のためのプールということで、条例のほうの目的についてもそのような書き方になっておったかと思います。

市民プールという位置づけの中で、そういった現在の市民の皆さんのプールということに合致したような規定となるように、その辺は検討していきたいというふうに思います。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

山本委員。

○山本正一委員

今、鈴木委員から、やすらぎ公園プールの御質問をされたんですが、これまあ1,100万管理運営費があるわけなんですけど、これ25年度にあそこへ来られた大人の方、子供の方で、いわゆる収入は幾らぐらいあったんか、ちょっとまず教えてほしいと思いますので。

●筒井商工労政課長

25年度の入場料収入といたしましては459万2,290円でございます。有料入場者数の内訳でございますけれども、大人が4,855人、子供さんが8,014人、付き添いの方が1,355人ということで、1万4,224人でございます。以上でございます。

○山本正一委員

大卒459万、460万ぐらいと、こういうことなんですけど、やっぱしこれ、いわゆるその体力の増進とか、これはまあなかなか、あそこへ行っとるで体力がついたんかということにもならないと思うし、なるかもわからんし、これはまあなかなか具体的にはわからんと思うんですよ。言葉のあやとしてはそういう言葉は非常にええもんで、こう言うてるんですが、

やっぱしこれは僕も今、鈴木委員が言うように、このときには私も反対しました。もう役割は終わっとるのではないのかなと。このように思ったけれども2転3転して、継続ということになったんですが、やっぱしこれだけ単年度で500万、600万の赤字というか、もう目に見えて出て行くということなんで、もうその耐震の問題も当然あるやろし、もうこれ役割が終わったのではないのかなという強い思いをします。

それで、今あなたがこれ市民プールと、こういうような位置づけやということなんで、もしやってくんなら、やすらぎ公園プールなんですが、やすらぎ市民プールと、こういうような名前を変えたほうがわかりやすいんと違うんかな。もう、やすらぎ公園というのはだれでもわかっとるんで、やすらぎと言うたらもうあそこやということでもわかっとるんで、やすらぎ市民プールと。そのほうがわかりやすいんで、これからまだやっていくんなら名前の変更なんかも考えるあれがあるんか、ちょっと教えてください。

●筒井商工労政課長

先ほど鈴木委員さんの質問にもあったんですけれども、その今後の管理体制というところにもかかわってくるかと思えますけれども、そういったことで条例改正をする必要が生じてきましたら、そのときにはその名称等も考えていきたいと。今言われたことも参考にはさせていただきたいと存じます。以上です。

○山本正一委員

まあ、もう終わりますが、やっぱしこれも本当に、もう時代の遺物みたいな、僕は、もう見解としてはもう役割は終わったということもありますし、もしやっていくんなら条例改正もして、あれも条例も改正したんで、条例改正もしながらそういう形で、まあ細々と存続をして、いつか消えると思うんですが、そのようにひとつよろしくお願いしたいのと、このように思います。以上です。

（目2 緊急地域雇用対策事業費） 発言なし

◎浜口和久委員長

以上で労働費の審査を終わります。

お諮りいたします。本日はこの程度で散会し、24日午前10時から継続会議を開き、款6 農林水産業費、項1 農業費、目1 農業委員会費から審査を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定し、進めさせていただきます。

また、本日御出席の皆さんには開議通知を差し上げませんから、御了承ください。

それでは、これをもって散会いたします。皆さん、御苦勞様でした。

散会 午後 3 時36分

上記署名する。

平成26年 9 月22日

委 員 長

委 員

委 員